

41274

教科書文庫

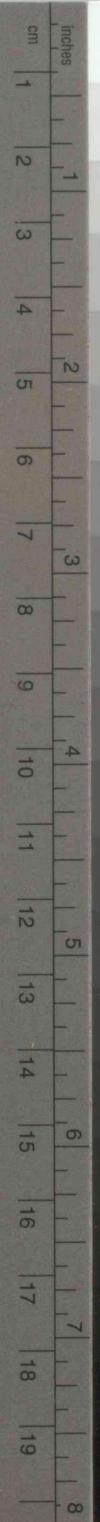
4
910
42-1909
0130
449336

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



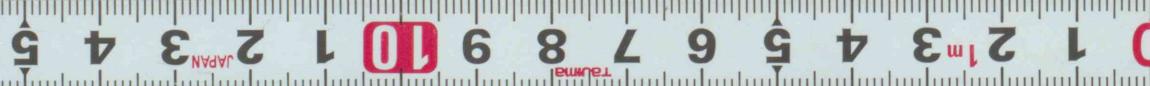
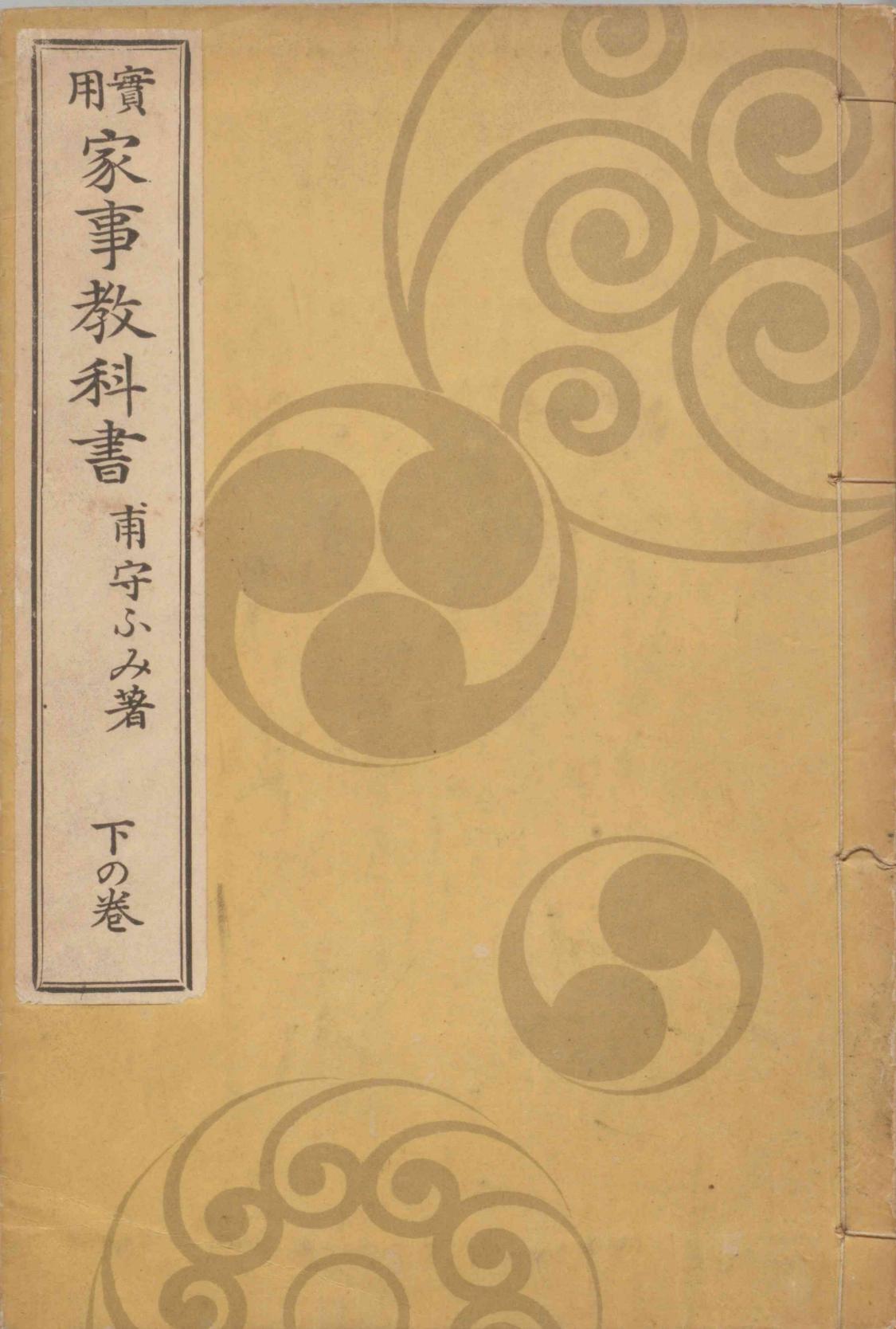
Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



實家事教科書 蒲守ふみ著 下の巻



八京

広島大学図書

0130449336



甫守ふみ著

實家事教科書 下の卷

東京 晩成處藏

用家事教科書 下の卷

目次

第一章 看護

第一 看護法研究の必要

第二 醫師

第三 看護人一般の心得

第四 病室 衣服 食物 睡眠

第五 藥用法

(一) 内用藥 (二) 外用藥

第六 病状の觀察並びに病人の介抱

(一) 病状の觀察 (二) 病人の介抱

第七 紗帶用法

第八 精神病者看護法

- 第九 热病者看護法 三四
第十 傳染病者看護法 三五
第十一 小兒病看護法 四〇
第十二 急救看護法 五三
第十三 危篤者看護法及び死後の處置 六〇

第一章 育兒法

- 第一 育兒研究の必要 六二
第二 胎兒 六五

- (一) 妊娠中母親の注意 (二) 分娩
(三) 產婆及び醫師 (四) 產後の衛生

- 第三 哺乳兒 六六

- (一) 體育 (二) 心育

- 第四 幼兒期 七六

(三) 心育

- (一) 體育 (二) 心育

- 第五 兒童期 一二四

- (一) 體育

- 第六 少年期 一三一

- (一) 體育

- 第三章 老人の奉養 一三八

- (一) 身體の保護 (二) 精神の慰安

- 第四章 家政の整理 一四三

- 第一 僕婢の監督 一四三

- 第二 家風 一四九

- 第五章 家計の整理 一五六

- 第一 財産 一五四

- 第二 収入支出 一五六

第三 豫算

一五七

- (二) 豫算の立て方 (三) 豫算の運用
 (三) 決算 (四) 剰餘の貯蓄

第四 不足の處置

一六二

第五 買物及び金錢取扱の注意

一六四

- (二) 買物の注意 (二) 金錢取扱の注意

第六 家計簿記

一六六

- (二) 表簿の種類 (二) 記帳の注意

第六章 結論

一七一

用實家事教科書 下の卷

甫 守 ふみ著

第一章 看護

第一 看護法研究の必要

看護
研究
の法
必要

主婦は常に家族の衛生に注意して、其の無病健全ならむことを望むと雖も、時として其の望みに反し、病に侵され、又不時に負傷ふじゅうをなす等の事なきに限らず、かかる時に當りて、其の處置の當を得ると否とは、其の恢復かいふくに大いなる關係を有するものなり。かつ、病によりて苦痛を感じ、身體おから衰おとろへ、神經銳すもとくなれるときに、深切なる看護を受くる喜びは、實にたとふるに物なかるべし。近來看護婦かんごふを職とする人あれば、重病者

の看護に至りては、かかる人の手を要する場合もあるべしと雖も、しかも、主婦は共に看護の任に當らざるべからず。而して、いかに真心を以て看護せむと欲すとも、其の方法を知らざるときは、徒らに勞して効なきのみならず、或は其の深切却つて仇となる等のこともあるべし。されば、女子たるもの、看護法の一通りを心得置くことは、又極めて必要なりと云ふべし。

第二 醫師

醫師は病人の生命を託し、看護人は一に其の命によりて、病人を介抱すべきものなれば、これを選むは最も大切なことなり。醫師には内科・外科・眼科・皮膚科等各種の専門あれば、病氣の種類を考へて、其の専門の名醫に託すべし。かくて、一旦託したる以上は、看護人は十分にこれを信用して、かたく其

の命令を守り、病人にもよく信用せしむるやうにすべし。醫師を屢々換ふるは、治療上不利益なり。

醫師を招くには、病人の年齢及び病氣の容體のあらましを述ぶるか、或はこれを認めたる書面を、使に持參せしむべし。手洗の湯・水・手拭等は、極めて清潔なるものを供し、石鹼を添へて出すをよしとす。

第三 看護人一般の心得

身體に病ある時は、何病にかゝはらず神經銳くなりて、些かのことには感じやすく、其の精神感動身の體に影響すること甚しきものなれば、看護人はなるべく其の心を安靜にせしめむために、左のことに注意すべし。

一看護人は何事にも深切を旨とし、如何なることありとも、心配らしき風をせず、常に慈愛に富める快活の状を以て、

病人に接すべし。

四

二、これがために、看護人は常に自身の健康に注意すべし。

三、常に病人の状態に注意し、よく氣をきかせて病人の欲する所を言語に發せざるさきに察する様にすべし。

四、病室を清潔にとゝのへ、掛物・繪畫・生花・造花等、病人の好むものにて、病氣の妨げにならざるもの飾り、時々これを取りかふべし。

五、醫師の許しを得ば、病人の好む新聞・書籍等を静かに朗讀して聞かしむべし。悲哀の情を起す如きもの・精神を激しく感動せしむべきもの等は避けざるべからず。

六、立居は靜かにして、敏捷なるべし。

七、病人の枕もとにて、高聲に話すべからず。又低聲にさゝやくべからず。

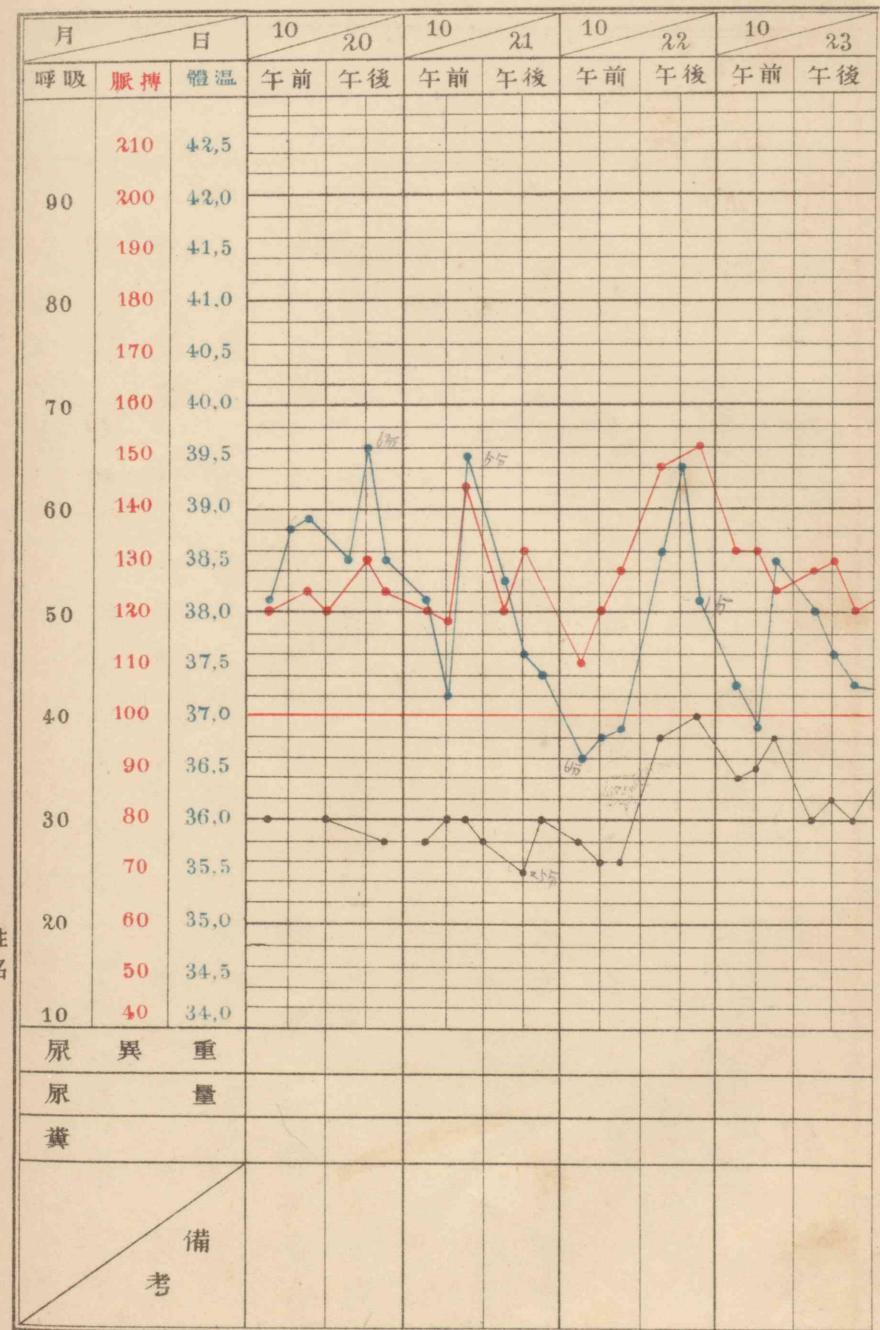
病室、衣服、食物、睡眠

第四 病室 衣服 食物 睡眠

八、運動を許さるゝ病人には、晴天の日等に、これを助けて、庭園内等を散歩せしむべし。

九、看護日誌を作りて、看護に關する一切のことを、詳しく記入しおき、醫師に報告する材料となすべし。

二〇、病人診察を受くる時は、看護人は看護日誌・溫度表等を示し、尙病状につきて語るべき必要あることは、これを告げ、醫師の命に従ひて、病人の衣帶を解き、身體を支ふる等、診察を受け易き様に、敏活に介助すべし。診察終らば衣帶等を調べ、靜かに病人を臥さしめ、其の容態及び注意すべき箇條等は、なるべく別室に於いて聞くをよしとす。始め病状を告ぐる時も然り。



病室につきては、左のこととに注意すべし。

一、風通し・日當りよく・天井高く・靜かなる所をよしとする。さわがしき往來、又は臺所等に近きは、好ましからず。

二、廣さは六疊か・八疊位をよしとす。

三、常に室内を清潔に掃除し、不用の器具等を置かず、よく整頓せしむべし。

掃除は病人の便所に立ちたる後などに、手早くなすべし。然らざるとときは、塵の立たざるやう室内を拭ひ、器物等は室外にて拂ふべし。

四、空氣を清潔ならしむることに、心を用ふべし。病人に直に風のあたらざるやう注意して、窓を開き、病人の排泄物等は、速かに室外に出だし、食事の後の器物等も、なるべく速かに外に出すべし。

又室内には、決して多人數集まるべからず。
五、室内の温度を適當ならしむべし。

冬は暖爐・火鉢等を用ひ、夏は電氣團扇等を供へ、或は室内に氷をおき、庭園に水を撒く等のことをして、凡そ華氏の六十五六度の温を保たしむるやうになすことを得ば、最も可ならむ。病氣によりては、これ以上の温を要することあれば、醫師の指圖に従ふべし。暖爐・火鉢等を用ふる時は、空氣の乾くことを防ぐために、鐵瓶・金盥其の他の入物に湯を煮たゝしめて、蒸氣を立たしむることをわするべからず。

六、病床は寝臺をよしとす。これ看護に便にして、足音の響きを少なくする便あり。而して其の寝臺は、室の中央に設け、藁蒲團の上に、綿の蒲團を重ねて敷き、上は軽きものをか

くべし。上下とも白布にて包み、時々日光にさらし、白布を取りかふべし。

枕は長きくより枕或は空氣枕等を、時々取りかへて、興ふるをよしとす。

衣服

病人の衣服は軽く軟かき地質を選び、窮屈ならざるやうに仕立て、屢々取り換へて、常に清潔なるを用ひ、重病人等これを著換ふるに不便なりとも、これを慰めいたはり、なるべく身體を動かさざるやうに注意して、取換へしむべし。又病人の身體を彼是轉ずるに従ひ、其の衣服片寄りて皺になり、身體の下に敷かるゝ如きことあるものなれば、看護人は時々これをおろして、心地よく整ふるやうにすべし。

食物

ろ、衣服 は、食物

病人に與ふる食物は、一般に消化よくして滋養に富めるものを用ふれども、病氣の種類・輕重等によりて、これを異にするべし。

一、流動食物は牛乳・葛湯・おもゆ等にして、重病者及び腸胃病者には、重病ならずとも、これを用ふ。

二、消化し易き食物は、粥・半熟卵・刺身・豆腐・鶏肉等にして、中程度の病人並びに輕き腸胃病の人用ふ。

三、常食は通常の食物の中、極めて不消化なる物を除きて與ふるものにして、輕き病人用ふ。

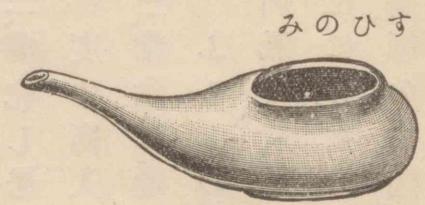
病氣の状態により、三回に分食せしむるに限らず、五回・六回位に分食せしむるを要することあり。食物の種類・度數共に醫師の指圖に従ふべし。

食前には清水を以て含嗽せしむべく、身體を動かし難き重

病人には匙すひのみ等にて與ふるをよしとす。

何病に限らず、病中は食氣進み難きものなれば、なるべく食物調理の仕方に注意して、食氣を起さしむるやうにすべし。食器の不潔等は、此の際、ことに氣をつくべし。而して腸胃に関する病氣及び熱病等の恢復期に於いては、又非常に食氣進み制し難きものありて、動もすれば、此の時過食等のために病を再發せしむること多ければ、看護人は此の際、決して醫師の許さざる物を、ひそかに病人に與ふる等のことをなすべからず。これ病人を害するものにして、極めて不深切のことなりとす。

睡眠



に、睡眠

病人睡氣を催す時は、あたりを靜かにして、これを妨げざる

様にすべし。而して睡眠中はよく其の状態に注意し、熟睡せしか苦しみ或は囁^{うつごと}を云ふ等のことはなかりしか等に注意して、一々これを看護日誌に記載しおき、醫師に報すべし。

第五 藥用法

すべて、薬は適當の分量をはかりて、醫師の投するものなれば、これを服せしむる分量、時間等は、嚴重に醫師の命を守るべき。薬の用法には種々あれども、まづ、内服藥と外用藥とを、よく區別せざるべからず。

(二) 内用藥

内用藥に水藥散藥・丸藥等あり。水藥は藥瓶をよく振りて、底に沈みたる藥剤をよく混じ、分量の線をたしかに見定め、一回の分を杯にうつして飲ましむべし。夏日はこれを貯ふる時、冷水に冷しおかざるべからず。散藥・丸藥はまづ水或は湯

内用藥

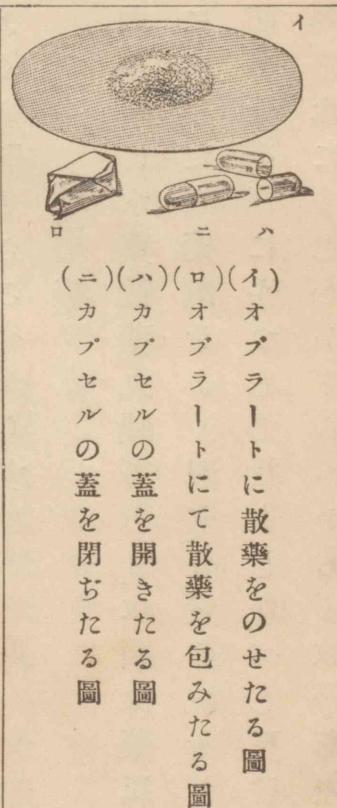
水藥

丸藥 散藥

を一口のみて、
口中をうるほ

し、これを舌の
上にのせて、水
又は湯にて飲

み下すを普通

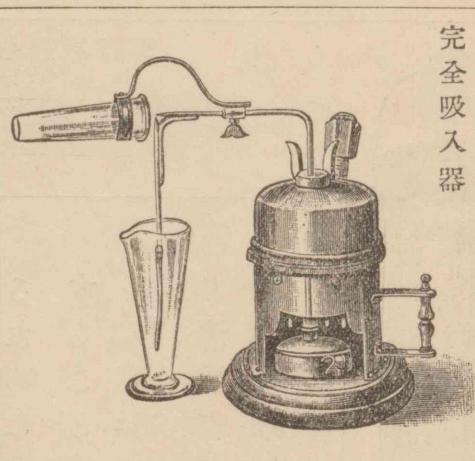


とす。小兒などには水に溶かして與ふる方、飲ましめやすきことあり。或は菓子の中に入れて與ふることあり。極めて飲みにくきものは、オブラーント・膠囊に包みて飲ましむるものよし。哺乳兒に散薬を與ふるには、乳首につけて、飲ましむるを最も便利なりとす。

(二) 外用薬

外用薬には種々の用法あり。

外用薬



吸入法

イ、吸入法 挥發性の強き薬剤は器械を要せず、ただ瓶の口を開きて、これより吸入するか、或

はハンカチーフ・レスピラート等に薬液を浸して、吸入するにて足れりと雖も、然らざるものは、蒸氣吸入器を用ふるを普通とす。咽喉管支等の病に最も有効なる法なり。吸入の薬液・分量・度數・時間等は、醫師の命によるべし。

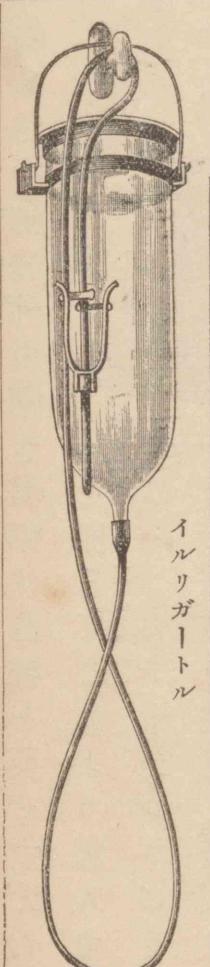
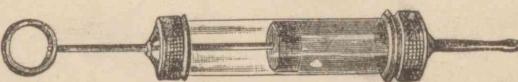
芥子泥用法

ロ、芥子泥用法 西洋芥子に温湯を入れ、かきませ、どろどろにして、これを紙又はリンネル・フランネル等にのばし、更にこれに紙又はリンネルを被ひて貼るべし。厚さは凡そ一分にして、其の大きさは醫師の命によるべし。これを貼り

芥子泥用法

灌腸法

普通灌腸器



ヒタル
リント
を塗り用ひた

一四

て皮膚赤くなり、痛みを感じるときは、これを除き、濕布を以て拭ふべし。猶痛みの止まざる時は、乳汁或は油を塗るべし。

ハ、灌腸法 此の法は、腸内の糞便を排泄せしむるため、薬液を腸内に注入し、或は食物を食すること能はざる病人に、滋養物を吸收せしめむために、これを腸内に注入せしむる法なり。灌腸器には水銃・スポイド・イルリガートル等種々あり。これを用ふると、嘴管にグリス

る後には、よくこれを消毒しておくべし。これを施すには、十分なる注意を要す。然らざれば、直腸を傷くる危険あるべし。

二、点滴法 小兒には便を催さしむるために、坐薬を用ふることあり。坐薬は、大き鉛筆の軸位長さ一寸位の大きさにしたるグリスリンを用ふるを普通とす。石鹼を用ふるもよし。



点滴法

点滴器

多く眼及び耳に用ふ。眼に点滴せむと欲せば、病人を仰臥せしめ或は坐せしめて、左手を眼管を取りて、内眞に滴下すべし。耳内に點滴するには、病人を側臥せしめて、耳内に滴下し、暫く其の位置に居らしめ、後、綿を填めおくべし。

罨法

ホ、罨法ホモトコト これは普通用ふる法にして、極めて簡単に、或る部の痛みをゆるむるに有効なり。冷罨法と温罨法との二種あり。

冷罨法

冷水又は氷を用ふ。冷水を用ふる時は、手拭其の他の布に浸しきらし、かるくしほりて患部を冷し、別に同様の布を浸しおきて、其の温まらざるうちにこれをとり換へ、冷水も屢々取り換へて、冷かなるを用ふべし。氷を用ふるときは、膀胱・ゴム或は水の透らざる紙を以て、作れる氷嚢を用ひ、粟實位の大きさに氷をわりて、半ば入れ、中の空氣を押しだして、口をくゝるべし。時によりて、氷をザラメ砂糖の如く細かく割りて入るゝを要することあり。頭を冷すには、かく細かくしたるもの、氷嚢に入れたるを枕にせしむるをよしとす。

温罨法

温罨法 局部を温めて病勢を緩め、痛みを止むるため等に施すものにして、其の方法種々あり。

温湯をフランネル等に浸し、これを以て、患部を温むるは一法なり。

罨布イツブ は亞麻仁・大麥などを搗き碎き、これを煮て、どろどろに練り、布に包みて、患部を温むるなり。手近きものにては、米飯を煮直し・蒟蒻を湯煮し、或は鹽を炒りたるを用ふ。懷爐・温石・湯婆等は極めて簡単にして、火急の場合に用ふるによし。

すべて、是等は熱きに過ぐる物を用ふべからず。火傷を起すことあり。看護人はこれを施す前、必ず其の熱さを檢すべし。

プリスニツツ氏罨法と稱するは、濕布繃帶にして、温罨法

体温	病状の 觀察	抱人 の介抱	病状の 觀察	病状の 觀察
い、體溫	第六 病狀の觀察並びに病人の介抱 (二) 病狀の觀察	醫師の診察は、數日に一回、或は一日に一回若しくは數回にして、終始病人の狀態を觀察するにあらざるが故に、看護人はよくこれに注意して、病狀の経過を、誤りなく、醫師に報告せざるべからず。而して、其の最も必要なるは、體溫・脈搏・呼吸等を檢することなり。		

普通人體の體溫は、三十七度より三十七度四分位までにして、病症により、三十五度より四十二度まで昇降す。而して、普通左の如く名づく。

○虛脫溫 三十五度以下、

○輕熱 畫間三十八度より三十八度五分位まで、

○中熱 同 三十八度五分より三十九度五分位まで、

○高熱 同 三十九度五分より四十一度五分位まで、

○最高熱 同 四十一度五分以上、

體溫を計るには、通常攝氏の體溫器を用ふ。慣れざるものは、留點體溫器を用ふるをよしとす。これを用ふるには、まづ體溫器の水銀の十分降れるや否やを檢し、病人の腋下をよく拭ひて、こゝに挿み、その脱け出でざるやうに脇をさゝへ、十分以上十五分間にしてこれを出だし、其の度を檢すべし。留

點にあらざる體温器の時は、腋下に挿みたるまゝ、これを見
るをよしとす。かくて、其の度數を溫度表に記入し、體温器を
消毒し、水銀を降し置くべし。

大人の脈搏

これを検する度數は、午前・午後二回を普通とす。されど、病症
により、晝夜或は二時間毎に検する必要あることあり。醫師
の命をかたく守るべし。

ろ、脈搏

大人の脈搏は、一分間六十搏より七十搏を普通とす。されど、
人によりて差あれば、人は各自の平脈を知りおく必要あり。
これを検するには、示指・中指・無名指を、病者の手關節の上方
の母指側にある動脈に觸れて、検するを普通とす。病氣によ
り、其の搏動數増して、百以上百二三十に達することあり。し
かのみならず、強弱も種々あり。又不整となることあり。

小兒の脈搏

生後第一日	百二十搏より百五十搏、
半年	百二十搏より百四十搏、
一年	百搏より百二十四搏、
三年	百四搏より百十一搏、
五年	九十六搏より百四搏、
十年	八十搏より百搏、

にして入浴後・食後其の他精神の感動・身體の運動等により、
其の數を増すものなり。

は、呼吸

大人の呼吸は、一分間十六回より十八回まで、初生兒は四十
回より七十回までなり。これを數ふるには、手を靜かに病人
の胸にあてて、檢するか、胸を見つめて其の搏動を數ふるか、

呼吸

大人の呼吸

口鼻の前に手を翳すかして検すべし。これは却つて睡眠中を計り易しとす。脈搏・呼吸の數は、共に温度表に記入すべし。其の仕方は別表の如く、先づ其の月日を記入し、午前の部は、幾回にても其の日の午前の部に、記入する如くすべし。色鉛筆を用ふるときは、體温を青、脈搏を赤、呼吸を黒にて記入すべし。

小兒の呼吸數は、凡そ左の如し。

第一年 二十五回より三十回、

第二年 二十八回、

第三四年 二十五回、

第五六年 十八回より二十回、

若し温度表の用紙なき時は、いかなる紙にても、直に記入し置くべし。記憶し置きて、次回のと同時に、記入せむなど思ふ

べからず。

この他顔貌・舉動・食慾・睡眠中の状態・咳嗽・吃逆・發汗・便通等の状態を注意し置きて、看護日誌に記入すべし。

二二 病人の介抱

咳嗽 咳嗽を發する時は、靜かに背を摩するべし。咯出物ある時は、一方の手に額をさへ、他の手に唾壺をとりて、これを口の前に出だして、吐かしむべし。咳嗽多き時は、枕を高くし、或は半臥の位地にするをよしとす。

嘔吐 病者若し吐き氣を催ほす時は、なるべく大いなる受器を用意し、病人の衣服・帶・紐等をゆるめ、兩手にて額と頭の後部とを靜かにさへふべし。嘔吐静まりたる後は、清水を以て含嗽せしめ、吐き出したるものは、直に室外に出だし、醫師の検査を要するものは、蓋をして一定の場所に置き、傳染の

恐れあるものは、消毒を行ひて、それぞれの處置をなすべし。
便通 寝床を離れ得る病人は羽織などをかけしめて、感冒に罹らざるやうにし、其の片手を以て、看護人の肩によらしめ、看護人は、病人の身體を抱ふるやうにして、静かに便所に伴なふべし。重病の時は、背より病人を抱きて、便器により、便通せしむべし。尋中にて、横臥のまゝ便通せしむる時は、蒲團の上に布及び油紙を敷き、挿込便器を用ひて、なさしむべし。この便器は、使用の前、湯を入れて温めざるべからず。病人便通し終りたるときは、直にこれを室外に出だし、其の排泄物に注意し、異状あらば、これを日誌に記して、醫師に告ぐべく、醫師の検査を要するものは、蓋をして貯へ、消毒すべきものは、嚴重にこれをなすべし。かくて、病室は窓・障子等を開きて、空氣を入れ換ふべく、かかるものを取扱ふ際には、特に注意

發汗

して、不快らしき様子をなすべからず。

發汗

發汗 中は、軽く軟かなる被衾ひきん を蔽ひ、決して俄に冷し

て發汗を止むべからず。發汗終る時は、温めたる手拭を以て全身を拭ひ、暖かなる衣服を著すべし。發汗中若し氣力哀へ、虛脱に陥らむとする如き様子あらば、直に身體を拭ひて、發汗を止めしむべし。且つ、發汗は全身なりしか、一部なりしか、其の時刻及び分量の多少、其の性質、冷汗・盜汗あせ 或は臭氣の有無なども注意し置きて、日誌に記入すべし。

第七 繻帶用法

繻帶は外科術の一種にして、主として創傷きず 或は腫物しゆぶつ 等を保護し、其の創口きゅうこう より汚物・病毒等の入ることを防ぐために、施すものなり。

普通に用ふる繻帶の種類は、巻帶軸及び三角巾・四角巾なり。

繻帶用法

三角巾

材料は三角巾・四角巾は金巾、卷軸帶は木綿を用ひ、稀にフランネル・綿紗を用ふ。

三角巾は金巾を方形に裁ち、これを斜に切りて用ひ、小なるものは、更にこれを二枚に裁ちて用ふ。

四角巾

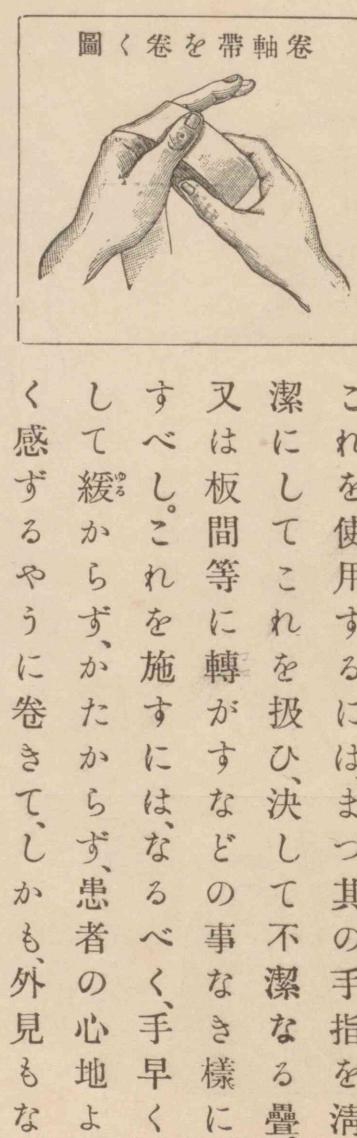
三角巾の用法は、極めて簡単にして、身體の各部に應用せられ、時には手拭・ハンカチーフ・風呂敷等を以て代用し得らるが故に、平常用ふるに便利なり。

四角巾は四角又は長方形の金巾にして、頭部などをおほふに便なるが故に、小兒の腫物を生じたる頭などに、多く用ひらる。又小き四角巾の四方に紐をつけて四ツ手の如くし、小部分の創傷・小兒の臍帶などに用ふること多し。

卷軸帶

卷軸帶の用法は最も廣くして、殆ど全身纏ひ得られざる所なしといふべし。普通これを作るには、消毒したる白木綿の

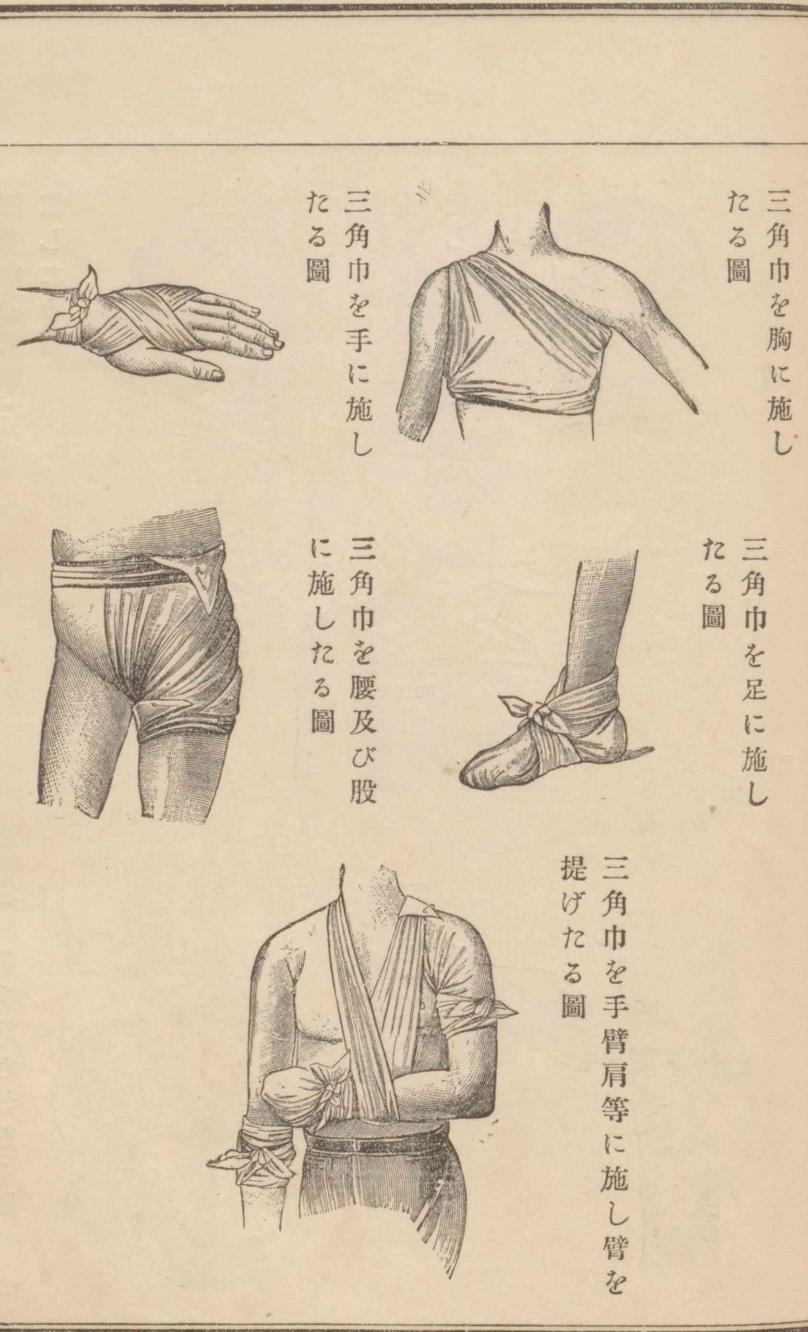
兩耳を取り、残りを五つ又六つに裂き、一反若しくは半反の長さにして、これを軸状に巻き置くなり。



これを使用するには、まづ其の手指を清潔にしてこれを扱ひ、決して不潔なる疊、

又は板間等に轉がすなどの事なき様にすべし。これを施すには、なるべく、手早くして緩からず、かたからず、患者の心地よく感ずるやうに巻きて、しかも、外見もなるべく見苦しからざるやうにするをよしとす。

卷軸帶を用ふるには、すべて其の始と終とは必ず一つ所を二三回重ねて巻き、他は同じふとさの部分は、半ば重ねて螺旋の如くまき、細さ大きさの差の甚だしき所は、毎回軸を折轉して巻き、伸縮の必要な部分を巻くには、一方を二度巻き



三角巾を胸に施したる圖

三角巾を足に施したる圖

三角巾を腰及び股に施したる圖



三角巾を手臂肩等に施し臂を提げたる圖

三角巾を胸に施したる圖



三角巾を細く褶みて眼に施したる圖

其の四

其の三

其の二

其の一

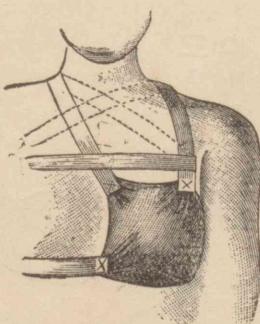
四角巾を前頭に施したる圖



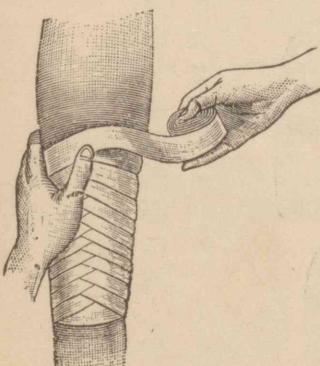
四角巾を後頭に施したる圖



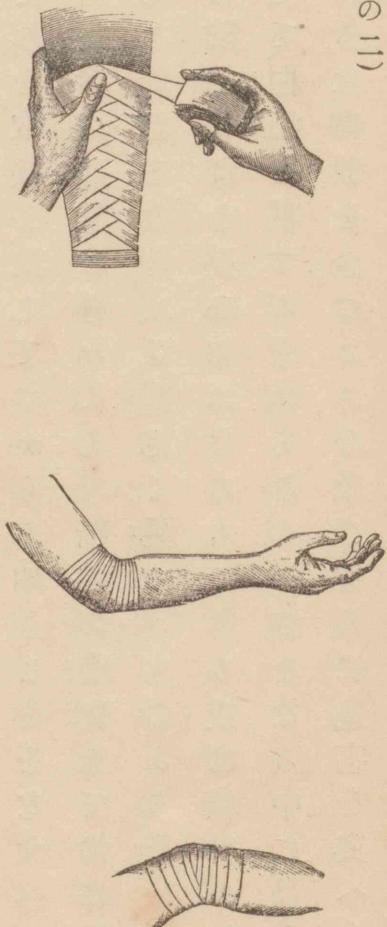
四ツ手綱帶を乳に施したる圖



卷軸帶を施し始める圖

卷軸帶を折轉して施す圖
(其の二)

卷軸帶を關節部に施したる圖



(其の二)

て他方にうつり、其所を一度まきて又もとにもうつり、終に中央に終るごとくすべし。是等は圖によりて、凡そ了解するを得む。

第八 精神病者看護法

精神病者は精神の作用に障りある者にして、總べての病者

の中にて、最も憐むべきものなり。而して、これが看護にあたるものは、特に同情・慈愛・忍耐等の徳を備へ、且つ機敏ならざるべからず。

此の病人は、多くは看護者の命を用ひず、これを罵り・嘲り・或は打つ等のこととなすものなれども、これ皆疾病の爲めになすものなれば、看護人はよく忍耐を守り、たゞ黙して親切にこれを取扱ひ、決してさからふ如きことをなすべからず。精神病者の状態は種々にして、精神の興奮して常に陽氣に樂しき談話をなし、或は躁しく暴るゝものあり。或は精神沈みて陰氣に傾き、憂ひにふけるものあり。或は精神の作用弱くして、白痴と稱するものあり。さまざまなる中に、最も注意すべきは、自殺を企つるもの、及び他人に危害を與へむとするものなり。是等は、些の隙を覗ひて、危険の事をなすものな

れば、嚴重にこれを監督せざるべからず。

精神を安靜ならしむることは、此の病を沈むる第一の要件なれば、新聞・書籍の類を読み聞かせ、或は人を訪問し、談話せしむる等のことは避けざるべからず。たゞ精神の静まりたりをりに、音樂を聞かしめ、或は遊戯及び庭内の散歩をなさしむる等、或は花壇に植物を植ゑ、室内を掃除する等、一定の容易なる仕事をなさしむるは、大いに効あり。

食物の中に毒のあるものとおもひて、食するを欲せざるものには、看護人は病人と共に食事して、これをすゝめ、衣服を著るを欲せずして、これを裂くものには、強き質の布にて前は縫ひふさぎ、背にてあはする様に作り、いかにしても脱ぎ捨つるものは、室を暖めてこれに入るゝ等、病人の病状種々なるが故に、看護人はこれに對して、臨機適當の處置をなす

べし。要するに、病者の自由を束縛せずして、危険に陥らしめざるやうにするは、此の種の病人看護上大切なことなり。

第九 热病者看護法

热病患者とは、諸種の热性病によりて、細菌の血液中に入るがために、人體の温政亂れて、平常よりも體温の昇るを云ふ。其の升降の状は、病氣によりて異なり。チブス・肺炎の類は、一日の中の最も高き時と低き時との差、五分より一度位まで、結核の熱は、一度より一度五分位、マラリヤの如きは、多く二十四時間或は四十八時間毎に、高熱を發し、其の發せざる間は、平常と異ならず。此の如く熱の升降の状況は、醫師の病を診斷するに、大いなる参考となるものなり。

熱を發するものは、多く初め悪寒を感ずるものなれば、此の時に當りては、夜具を病人の求むるだけ多く著せ、湯婆を入れ

れなどし、熱起るに及びては夜具を減じ、窓戸を開きて新鮮の空氣を通じ、冷罨法を施し、氷・冷水等を與ふべし。苦しきに紛れて、屢々臥位を換ふるものなれば、臥床を整頓することに注意しなるべく苦痛を減ぜしむべし。

食物は、多くの場合には流動物を與へ、舌に生ずる苔を拭ひ、精神を靜かにせしむべし。身體を動かし精神を勞するなどは、嚴禁せざるべからず。又四十一度以上の高熱を發する時は、俄に體温下りて三十五六度に至り、脈搏弱く、顔色蒼白になり、冷汗を發することあり。これ虚脱の状態にして、甚だ危険なれば、直に湯婆を入れて暖め、醫師の來診を請ふべし。

第十 傳染病者看護法

傳染病はすべて、肉眼には見るべからざる微細の有機物の、傳染するによりておこるものにして、其の傳染の状態には

種々あり。

一、空氣の中に交りて、呼吸器中に入るものの麻疹・流行性感冒。百日咳・結核の類。マニキツフニテイ

二、病人の排泄物中に混じて、消化器の中に侵入するもの、コ

レラ・赤痢・腸チブスの類。カツラ・シラ・ノ・カツブス

三、病人の身體・被服其の他病人の觸れしものにつきて、これに觸るゝ人の皮膚・粘膜等の創口より侵入するもの、ベスト・濕疹・トラホーム・癲病等の類にして結核は消化器よりも皮膚よりも入る。

何れの種類にかゝはらず、これを看護するものは、病人を一定の室内に隔離し、醫師及び看護人の外には人の出入を禁じ、室内を簡単にして、掃除しやすからしめ、病人の分泌物・排出物又はこれに触れたるもの、よく消毒し、病人の食器は

消毒液を以て洗ひ、後煮立ちたる湯を以て洗ふか、或はソーダ水にて煮るべし。己れは常に手指を消毒し、衣服を清潔にすることに注意し、病室にては、決して飲食せざるやうにすべし。

豫防の第一は、平生身體を健康に保ちて、たとひ病魔に侵されるゝとも、これにうちかつ力を養ふことなり。次には、餘りにこれを恐れざることなり。若し甚しくこれを恐るゝ時は、其のために消化器のはたらきをよわめ、却つてこれにかかりやすくなるものなり。

流行時にあたりては、些かの病も醫師に請ひてこれを治療し、睡眠を適度にしなるべく、其の病人のある近所及び人込みの場所には、立ちよらざる様にすべし。不幸にして家内に病人を生じたるときは、猶豫なく醫師に治療を請ひ、其の他

定れる手續を行ふべし。

消毒の方法

一、火力を以て焼き盡くすは、消毒の最も完全なるものなれば、烈しき傳染病人の病衣・夜具・食器等は必ず此の方法によるべし。

蒸氣

二、蒸氣消毒器を以て、高き熱度の中に蒸す方法は、焼き捨つる消毒法について、効力あるものにして、多く病院等に行はる。家庭にては在來の蒸籠を用ふれば、普通の者は消毒し得らるべし。されど大いなるものは、消毒薬水に浸せる布に包むか、蓋ある甕の類に入れて、病院等に送り、これを託するをよしとす。

煮沸

三、煮沸する法は、釜に入れ熱湯の中にて、半時間以上煮るものにして、前法と同様の効力あり。

藥液

四、藥液を以て消毒するも一法なり。消毒薬は石炭酸水・昇汞・硼酸・リゾール・ナフタリン・生石灰等は、普通の場合に用ふるものなり。

衣類等は二十倍の石炭酸水の中に、二十四時間以上浸しあき、其の後淨水を以て洗ふべし。室内の四壁・柱・床板等は、これを以て洗ひ、後、清水にて洗ふべし。

吐瀉物・下水・塵溜等は、生石灰を多量にふりまきて、これをおほひ、或は石灰乳を多量にふりまくべし。又烈しき傳染病に於いては、かくしたる後、焼きすつべし。

室内の空氣を消毒するには、多く蒸氣を用ふ。ホルマリン消毒燈も、現今多く用ひらるゝ所なり。

五、消毒法の最も簡単なるは、日光にさらすことなり。傳染病とよばるゝほどの病にあらずとも、一旦病人の用ひたる

日光

天日大期

四〇

症状(有難)

温湿(発熱後)

復性(発熱後)

小兒病
看護法

嬰兒黃
胆

小兒の身體は極めて弱くして、やゝもすれば疾病にかかりやすく、且つ其の経過の速きものなれば、母親はよく小兒の身體の様子に注意して、疾病にかかりたる時などは、速かにこれに心づき、其の手當を誤らざるやうにせざるべからず。今小兒のかゝりやすき疾病の症狀をあげむ。

嬰兒黃胆 生れて二日目より四日目位の間に起るものにして、初生兒百人中七十人若しくは八十人はこれにかかるなり。されど極めて輕症なるものは、此の病たるを氣付かずして過ぐることあり。多くは自然に治するものなれども、重症のものは醫師の診察を請ふを要す。

齶口瘡

口内の不潔より起る病にして、其の原因は母親の

乳首の清潔ならざるか、哺乳器の不潔等より起るものなり。最初下唇より舌・頬の内面・歯と口唇との間の粘膜に、乳の糟の如き白色の點を生じ、次に漸次咽頭まで紫紅色を帶び、著しく乾き、白斑を以ておほはるゝに至る。乳を飲むに、飲み込みがたき程の苦痛を感じ、音聲かれて咳を發する如きは、咽喉を侵したるものにて、發熱・咳嗽・呼吸困難等に至れるは、氣管支・肺炎等を侵せるものなり。速かに醫師の治療を乞ふべし。最初は勤めて白斑を拭ふことに注意し、食鹽水を布に浸して口中を拭ふべし。此の病は多くは生後二週間以後に起るものなり。

嬰兒結膜炎 分娩の際或は産湯の際、不潔物の眼に入りたる等によりて起る、其の性質によりて失明の源となるものもあれば、速かに眼科醫の治療を請ふべし。

嬰兒
膜炎
結膜炎

鼻加答兒 營養不良の小兒は、時として年中鼻汁を垂るゝものあれども、然らずして、感冒等のために鼻汁を出すことあり。幼稚のものには等閑にすべからず。ことに近時鼻加答兒が、各種の病の原因となれることを發見し、鼻の健康を保つことは、全身の健康を保つに大いなる關係あるものなることを知るに至りたれば、鼻汁位とて捨ておくが如きは、甚危險なることと云ふべし。鼻カタルにかかりたるものは、温暖なる室に居らしめ、患部にオレーフ油を塗り、粘液等のつまるるを注意すべし。患者若し安眠し能はずして乳を飲むに苦しむことある場合には、小さいさき匙にて牛乳を與ふべし。

炎扁桃腺

扁桃腺炎 一年未満のものに稀なれども、四年以上のものに多し。寒暖の變り甚しき時にかかるものにして、ことに濕

氣多き氣候に起りやすし。感冒及び熱き食物・腐敗に傾いたる食物を食する等より起り、一家中小流行を起すことあり。中度以上の熱を發し、扁桃腺赤味を帶びて腫れ、頸部を押せば痛みを感じるを以て、二三日は臥床に居らしめ、氷嚢罨法或は濕布を施すべし。おもきは醫師に治療を請はざるべからず。

流行性耳下腺炎 俗にはさみばこ風またはおたふく風と云ふ。此の病は三年以上的小兒に多し。全身だるく、食物進まず、中度の熱を發して、耳下に腫れを發す。自然に治すること多けれども、重きものは醫師の治療を要す。

流行性感冒 強き傳染病の一種にして、痰の中(^{たん})に病菌を有す。多くは俄に熱を發し、頭痛・惡寒・咳嗽等を起し、又諸種の加答兒を併發す。温にして床につかしむべし。

炎耳下腺
炎耳下腺流行性
感胃

氣管支力タル 小兒病中最も多きものにして、急性と漫性とあり。よだれ等を以て衣服をうるほし、胸を冷すこと、或は烈しき塵の立つ中・寒氣烈しき空氣の中等に出づること、其の他氣候の激變・感冒・生歯期・癰疹・インフルエンザ等より起る。咳嗽を發し、呼吸につれて胸先に喘音を出し、又熱を發す。ブリスニツ氏罨法を施し、芥子硬膏を胸の前部に貼り、或は蒸氣を吸入せしむべし。暖き室内に臥さしめ、鐵瓶其の他のものによりて蒸氣を室内に出だし、空氣の乾かざる様にすべし。

百日咳

百日咳 極めて強き流行性のものにして、一回罹りたるもののは、再び罹ること稀なり。始めは普通の氣管支カタルの如き咳を發し、輕き熱を發することあり。後、一種苦げなるむせぶが如き咳をなし、笛の如き音を發する長き吸ひ込む息に

て中止し、又咳き込む如き様にて、甚しき時は、窒死せむとする如く、顏色紫色となり、冷汗を流すことあり。重きものはせき止むときには嘔吐するもの多く、ために食物をさまらずして、營養不足することあるが故に、かかる時は、咳の間を見はからひ、少しづゝ食物を與へざるべからず。普通の症狀にては、咳の起こらざる間は、常態にて病人とは見えざるほどなり。健康なる小兒は、八週乃至十週にて治することあれども、然らざるものは、三四個月乃至半年一年を經ざれば、全治せざるものあり。肺炎其の他の病を引き起すことあり。

これにかかりたる小兒は、速かに隔離し、又速かに醫師の治療を請ふを要す。其の流行時には小兒を人ごみの中に伴はざるをよしとす。

ヂフテリア 二歳以上六歳位までの間に最も多し。激しき

痙攣

傳染性のものにして、急性のものなれば、速かに醫師の手當を要す。近時血精療法の行はるゝがために、手後れだにせざれば、容易に全治するに至りたれども、既に其の病毒のためには心臓を侵されたるものは、注射の効なしといふ。多く咽喉に起り、始めは赤く腫れ、漸次白點を生じ、後に一面に義膜を生ずるに至るものなり。されば、小兒の乳を飲む時、或は食事の時、咽喉に痛みを感じるか、或は少許の血を混じたる鼻汁を出すことあらば、直に咽喉を檢し、デフテリアの疑ひあらば、直に醫師の診察を請ひ、手後れせざる様にすべし。

痙攣 小兒の痙攣は、種々の原因より起るものなり。夏日不消化物を多く食しなどして腸胃を害したる時、或は他の病のために熱發したる時、或は強く驚く事などありて、脳を刺戟したる時に起ること多し。而して、これが習慣の如くなる

時は、いさゝかの事にも、痙攣を起すに至ることあり。これを取扱ふには、先づ靜かなる室に移し、仰向に臥さしめ、附紐・帶等をゆるめ、水を吹きかけ、火酒にて身體を摩擦し、脚には芥子泥を貼り、或は湯婆を入れ、高熱ならば頭及び胸に冷罨法を施し、便通遠きものは灌腸を行ひて、醫師の來診を待つべし。頭部をよく冷すには、氷嚢に氷を入れたるを枕にせしむるをよしとす。されど、此の際冷し過ぐるもよろしからざれば、頬に手をあて試み、頬の冷くなりたるときは、冷すことを中心すべし。

脳膜炎 四五歳位までの間の小兒に多き病にして、重きものは殆んど恢復の見込なきもの多く、又一時恢復したりとも、永く脳に障害を残し、脳の發達中止して白痴の如くなり、或は盲目となる等の事ありて、危險なる病なり。其の徵候は

痺疹

急に熱發し、乳汁、食物などを吐き、頭脳に痛みを感じる如き様子をなす。かくのごときは、多く脳膜炎の徵候なることあり。かくて病勢は急に進み、痺攣を起すことあり。或は一二日間を経て、痺攣を起すことあり。是れ等は、急性のものにして、治療やゝ容易なるものなり。慢性のものに至りては、初め小兒の元氣失せて、食慾なくなり、たゞ昏々と眠るが如き有様にて續き、後に至りて痺攣を起すに至る、かかるものは、治療いよいよ困難なり。何れにても暫時も早く醫師の治療を請ふをよしとす。

痺疹 流行病の一様にして、さのみ恐るべきものにはあらざれども、恢復に向へるをりの注意たらざる時は、他の病を發すること多し。初めは小兒の元氣なくなり、不良の風にかかりたる如く見えて、食慾減じ、鼻カタルくさめ或は一種の

響きある咳を發し、頭痛を感じず。次に涙・鼻汁等を出だし、中等の熱を發す。此の間三四日位にして、顔面・耳の後等より發疹し、漸次下りて全身に發す。體温四十度に至ることあり。其の出盛りは約一日間にして、それより漸次退き、三四日にして全く赤味を去り、糠の如くなりて落つ。此の時の養生極めて大切にして、猶二週間位は、他の小兒と隔離せざるべからず。小兒は氣分の恢復すると共に外出せむとすれども、此の病は寒冷を厭ふものなれば、かたく外出を禁じ、床にあらしむるをよしとす。咽喉・眼・耳等の病を起しやすし。又熱の永く續く時は、氣管支カタル・肺炎等を起すことあり、注意すべし。

疱瘡

傳染病の一種にして、麻疹よりもはるかに恐るべきものなり。されど、種痘によりて大方免かるゝが故に、これを怠らざる様にするを肝要とす。

種痘 種痘は小兒生れて第三月の終頃に行ふをよしとす。されど、天然痘の流行時にありては、これより早くとも行ふべし。種痘後は發熱し、小兒の機嫌悪しくなることあり。静かにさからはざるやうにすべし。

水痘 卒然全身の各所に櫻の實ほどの大きさの紅色圓形の斑を發し、ついで其の中央に小疱を生じ、疱中透明の液を生ず。第一二日は少しく發熱すれども、多くは軽くして藥劑を要せず。二三日間室内に靜かに臥さしめ、水疱の皆痂かさばたを結ぶまで、八日或は十日間室内に籠り居らしめなるべく、搔かかしめざるやうにすべし。

濕疹 腺病質の小兒に多く發す。乳汁の性質悪しき時或はよだれ・鼻汁・汗等にて皮膚を常に濕すより起り、又衣服の暖過ぎたる、或は毛織の襯衣・糊をつけたる衣服の刺戟等より

來ることあり。**濕疹**を生じたるあたりの水脈腺は、多く腫れてぐりぐりを生じ、一個所に生ずれば、ますます増加し、結核菌の侵入することあり。初めは衣服のそれること、身體の濕ること等を、なるべく避くるを必要とす。故に、これを洗ひ或は入浴等せしめざるをよしとす。かくて、醫師の治療を請ふべし。

蛔蟲 鼻の下を赤くし、鼻をほじり、惡寒・頭痛等を起し、或は俄に發熱し、腹痛を起す等のことあり。サントニーネを服せしむべし。されど、小數にてさのみさはりなき時は、氣のつかざるものなれば、此の蟲を生ずる人の多き地方にては、毎月日を期して一回位はサントニーネを服せしむるをよしとする。されど、此の藥は分量を過す時は、中毒を起すが故に、分量によく注意せざるべからず。

疫癆

疫癆 夏秋の頃流行する、極めて激烈急性の傳染病なり。軟便を通じ、或は下痢し、小熱あり。時には頭痛・嘔氣等を催したる後、俄に四十度以上の高熱を發し、粘りたる便を通じ、痙攣につきて昏睡に陥り、二十時間或は二十四時間位にて、心臓麻痺の爲めに斃るゝこと多し。急速に醫師の治療を請ふべし。九州地方に多しといへども、近時他の各所にも、其の小流行を見るに至れり。濃尾地方のはやはては、これの一層激烈なるものにして、發病後十二時間にして斃るゝことあり。

猩紅熱

猩紅熱 近年外國より入り來りたりたる傳染病にして、これに罹るもの年々多きを加ふるものゝ如し。初は感冒の如くして、急に大熱を發し、口中咽喉等に烈しき疼痛を感じ、頭・胸・手等順次に發疹して遂に全身紅色となり、烈しき瘙痒を感じることあり。速かに隔離し醫師の來診を請ふべし。

第十二 急救看護法

俄に病を發したる時、又は創傷を受けたる時など、醫師に託するまでの間に、適當なる手當を施すことは、極めて大切な事。されど、醫師の治療の妨げとなる如き出過ぎたることは、決してなすべからず。

卒倒

○一、卒倒 驚き悲しむ等の激しき情にうたれ、或は身を激しく動かし過ぎたる、或は身體を永く窮屈になし置きたる等のため、脳貧血・脳充血を起して卒倒し、顏色蒼白或は赤色になりて、人事不省に陥ることあり。此の時は、病人を静かに平臥せしめ、まづ衣帶をゆるめ、貧血には頭を低くして、アルコール性飲料を與へ、充血には枕を高くして、新鮮なる空氣を吸はしむべし。暫時にしてもとに復すべしと雖も、其の容態によりては、醫師を迎ふる必要あり。

急救看護法

中毒

五四

二、中毒 誤りて毒物を飲み、或は食したる時は、成るべく速かにこれを吐き出さしむるを要す。故に、手近にある液類即ち湯・茶・鹽水など、何にても多量に飲ましむるをよしとする。牛乳ならば最もよし。然るときは、嘔氣を催して毒物と共に吐き出し、又腹中の毒を薄くすることを得べし。

三、咯血 咳嗽につれて吐き出したる血の色鮮紅にして、泡を交ふるときは、肺臓・氣管支より出たるものにて、咯血なり。此の時は、如何に少量なりとも、又病人はさのみ苦痛を感じずとも、直に静かに臥させしめ、聲を出すこと、體を動かすこと、堅く禁じ、水に鹽を多量に混じたるものを飲ましめ、胸に冷罨法を施し、病人の側にて煙草をふかす等のことをいましめ、病人に咳嗽・くさめ等をせしめざる様に注意すべし。

吐血

衄血

四、吐血 胃より出づるものにて、其の血の色紅暗くして且つ粘り固まりたるを以て、直に咯血と分つことを得べし。此の場合には病人を静かに臥させしめ、水又は氷を少しづゝ飲ましめ、かつ心窩を冷すべし。身體を動かすことはかたく禁ずべし。勿論咯血・吐血共に、速かに醫師を聘すべし。

五、衄血 鼻血の出づる時は、頭を仰むけしめて、静かに空氣を鼻孔より吸はしめ、かつ額・鼻の上・頸等に冷罨法を施すべし。

六、眼

塵の入りたるときは、二本の指にて強く瞼を開き、足下の一點を見つめしめ、涙と共に出させしむべし。決して眼を擦るべからず。もし、取れざる時は、冷罨法を行ひて、醫師の治療を請ふべし。

七、耳

耳に物の入りてそれざる時は、醫師の許に行くべし。

眼

耳

咽喉

決してこれを洗ひ、或はほじりなどすべからず。

人咽喉 物の咽喉に塞りたる時は、強く口を開かしめて、指にてつまみ出すべし。取れざる時は、縁側等に伏さしめ、頭を少し下げ氣味にして、背をたゞくべし。それにて取れざる時は、速かに醫師の治療を請ふべし。

創傷

九、創傷 切創・打身・骨傷・挫傷・火傷其の他咬傷・刺傷等種々あり。其の何れにかゝはらず、創傷したるときは、咬傷・刺傷等の外、なるべく血を出さざることと、病菌の入らざるやうにすることとは、最も大切なり。

止血法

血を止むるには、小なる創ならば、直にこれを指にて押さへ、血を出さざるやうにし、止まりたらば紺創膏(アサヒカクヨウ)を貼りおくべし。是れにて止まらざるとき、或は大いなる創の時は、手拭・ハンカチーフ其の他ありあはする布にて、創口よりは、強ひてこれを取らざるをよしとす。

打身

打身 外部に出血せずとも、皮膚の下に出血することありて、皮膚面紫色になることあり。また出血せずとも、腫れあがることあり。かかる時は冷罨法を施すべし。

挫傷・骨傷

挫傷・骨傷 なるべく其の部を動かさざるやうにして、速かに醫師を招くか病院につれ行くべし。

○刺傷 毒蟲にさされたるとき、直にピツク氏膏を貼るを

よしとす。又蜂・虻等は勿論毒蛇等にも特効あるは、ハブサウなれば、直に其の葉をもみて創口に塗るもよし。若し葉なきときは、蔭干しにしたる實或は葉などを煎じ出して塗るもよし。これは蕃殖^{ばんしょく}しあすき植物なれば、庭の隅等に作りおくをよしとす。



ハブサウ

るをよしとす。されど、口内に創などあるときは危険なり。速かに醫師の治療を請ふをよしとす。

火傷 皮膚赤色になりてひりひりと痛むものは最も軽きものにて、オレーフ油・バタ其他手近にある脂類を塗りおきてよし。もしこれ等のものなきときは、冷水をそぎ、痛みの止まるまで、續けて冷罨法を施すべし。水泡を生じたるものは、針の一部を火にやきて消毒したるものにてつき、水を洩らし、其の後に亞鉛華末をふりおくもよし。決して其の皮を取るべからず。如何なる火傷にても、あわてて其の患部を擦り、皮膚を剥ぐことあるときは、其の痛みたへがたきものなり。決して、みだりに患部に觸るべからず。皮膚爛れ、或は黒く炭の如くなりたる等は、直に醫師或は病院に託すべし。

凍死

一〇、凍死　凍えて身體のかたくなりたるものは、俄にあたためず、冷き手拭にて静かに身體を摩し、軟かになりたる時、人工呼吸法を施し、漸次温むべし。

危篤者看護法及び死後の處置

一一、溺死　溺れて人事不省になりたるものは、先づ頭部を低くして俯臥せしめて、水をはかしめ、後藁火等にて温め、速かに醫師を迎ふべし。

第十三、危篤者看護法及び死後の處置

老年に及び天壽を以て世を終るものは、些の苦痛なく眠るが如く去るものあれども、病を以て逝くものは、大抵苦腦あるを免かれず。而して、死は人の一代にとりて、極めて大切な場合なれば、十分に心を安じて世を去らしむべく、残れるものも、心を盡くして看護し、死後に遺憾ながらしむべし。危篤者の状態は、病によりて異なれども、大抵は呼吸不規則に

なり、呼氣多くして吸ふ息弱く、脈搏も不規則に疾くなり、手足冷えて、顔の様子何となくかはり、蒼白くなるを常とす。かかる時には、直に醫師に報じ、近き親戚等にも知らすべし。さて、臥床をよく整へ、周圍を静かにし、決してあわて、或は泣く等の事なく、もし病人の云はむと欲する所なきと欲する如きことあらば、よくこれを察して、其の心を遂げしめ、かわける口邊を水にてうるほし、流るゝ汗をぬぐひ、夏日ならば團扇を以て静かに風をおくりなどして、なるべく其の苦痛を減ぜしむべし。

かくて命を終れる時は、醫師の命によりて仰臥せしめ、眼及び口を閉ぢしめ、手足を整へ、消毒薬を以て全身を拭ひ、衣服を著換へしめ、白布を以てこれをおほひ、窓戸を開きて清涼の空氣を通すべし。かくて、醫師の疹斷書を添へて、死亡届を

遺言

戸籍吏に出だし、絶息後二十四時間以後に於いて、埋葬等の手續をなすべし。

遺言 病勢いよいよ募りて、到底恢復の見込なきことを知るとも、看護人たる者は、決してかかる様子を病人に示すべきにあらず。されど、病人が生前の意志を尋ねおきて、其の志を成さしむることは、必要のことなれば、時を見、をりをはかりて、それとなく病人の感情を害せざるやうに、これを尋ね思ふ所を遺言せしむるは、又極めて必要のことにして、妻たり子たるものには、かかる點にも、十分の注意をなさざるべからず。

第二章 育児法

第一 育児法研究の必要

凡そ女子の世に盡くすべき務めは、種々雑多にして、其のなすべき仕事も限りなしといへども、其の中最も高尚にして重大なるは、育児の務めならむ。

小兒は未だ生れざるに先だち、母の胎内にて、其の感化を受けて生れ出で、未だ東西をもわかざるには、やくも生涯の習慣の基をつくる。實に此の母親の懷に乳をさぐる間の教育は、其の兒の生涯に重大なる關係を及ぼすものなり。又小兒の健康も、母の注意如何によるものなれば、強壯にして有用なる人を作るも、薄弱にして無用の人を作るも、一に母の手にありといふべく、古來偉人といはるゝ人の大部分は、其の母の賢良なりしによるにあらずや。女子にして立派なる事業を成し、世に効績を殘さむには、學術・技藝其の他種々あるべしと雖も、小兒を立派に養育して、一世の大人物を作り出

だすにまさるものあらむや。女子は何女史として有名ならむよりも何某の妻として効を挙げむことゆかしく、何某の母として成功せるは、一層ゆかしく聞ゆるものにして、正行の母・ワシントンの母など聞くからに尊敬の念の起るものなり。小兒を育つるば、恰も園丁が植物を仕立つるに同じく、生え出でたる苗を、たゞ自然に任かすとも、育ちて花を開くものなきにあらず。人も自然に放任せりとて、皆枯死するものとは限らざれども、よく養育したる小兒は、苗の發育を妨ぐる雑草を去り、肥料を施して、よく生長せしめたるに同じ。されば、育児の知識全くなき漁夫の育てたる兒にして、立派なる人なきにあらずといへども、そは偶然の事にして、決して普通に望むべきにあらず。されば、此の重大なる責任を負へる女子の育児法を研究するは、極めて必要の事にして、必

必ず眞面目にこれをなさるべからず。

今便利のため、小兒が母親の胎内にやどりてより、丁年に達するまでの期間を一、胎兒期(出生まで)二、哺乳兒期(出生後満二年頃まで)三、幼兒期(満二年より學齡まで)四、兒童期(學齡に達してより、義務教育を終る満十二年頃まで)五、少年期(満十二年より丁年までの五期に分ちて、各期に於ける身體及び精神に關する注意を述べむとす。たゞし、最初の胎兒期に於いては、専ら母親の衛生及び分娩に關する注意を説き、併せて産後の衛生に及ばむとす。

第二 胎兒

(一) 妊娠中母親の注意

婦人妊娠せば、即ち母親たる責の生じたるなれば、謹みて平生の衛生を一層よく守り、精神を快活にして、胎兒の保護を

十分にせざるべからず。

い、妊娠中の異状

妊娠の徵候としてまづ經水閉止す。胃の働き變化を起し、二月三月の頃より恶心・嘔吐を來たすことあり。又平素好むものを嫌ひ、好まさるものをお好むことあり。皮膚の色素沈みて、顏色常の如くならず、頭痛・眩暈・歯痛・寒熱・衄血等を起しやすく、便秘するもの多し。精神も變りやすくして、多くは幽鬱に陥る。**胎動**は第五月妊娠と分娩との眞中に起る。これを以て妊娠を確め得べく、胎兒の健なることを知り、又分娩の期日を推知することを得べし。以上の如く、多少の障礙はあるが、病氣にはあらざるが故に、病人の如く取扱ひて、衣食住等平素に變はりたることをなすはよろしからず。

衣食住

妊娠の異状
徵候

鎮帶

衣服

衣服 軽く暖かにして、窮屈ならざる物を用ひ、常に清潔にして、垢つきたるもの用ふべからず。下半身を冷さざるやうに注意すべし。窮屈なる衣服は、胎兒の成長を妨げ、妊婦の呼吸血行等を害すべし。

鎮帶 幅廣き晒布又はフランネルをゆるく纏ふべし。胎兒の位置を定め、腹部を冷さざるために用ふるものにして、決してかたくまとふべからず。

食物

食物 胎兒は母の血液にて養はるゝものなれば、血液の原たる食物は十分に選ばざるべからず。前に述べし如く、平素好まさるものをお好むこと多く、一般に酸味をお好むものなればこれを用ふるは害なしといへども、壁土・生米等は害あり。胎兒の成長に従ひて、これに營養物を與ふることも多くせざるべからず。消化機は其の働きを妨げらるゝ傾きあれば

ことに滋養多くして、かさの少なき消化よきものを取ることを要す。かつ、一回の量を減じ、數回に分食するをよしとす。古より稱する食禁等は理に合はざること多し。

刺戟性のもの即ち濃き茶・コーヒー等をさけ、アルコール飲料を用ふべからず。其の他は、平生の習慣とあまり變はらざるをよしとす。

住居

なるべく静かにして、風通し、日當りよき室に居るをよしとす。階段多き所、二階等は、必ず避くべし。下體の冷ゆるは、甚だ害あるものなれば、座するには夏日もなるべく敷物を用ひ、板間に腰かけて夜を更かす等のことは、決してなすべからず。

運動

身體重くなりて、起居憶劫おきじょくになるものなれど、適當の運動は

必要なるが故に、家内の用事其の他平常慣れたる仕事は、まめまめしくなすをよしとす。されど、重き物を持つこと、手をのばして高き所のものを取ること、ミシンを履むこと、遠き路を歩み、或は船・車にても遠き旅行をなす等は、慎まさるべからず。すべて過激の運動はよろしからず。朝はやく或は食後等に靜かなる公園等に散歩するは最もよし。腹部の重きため、顛たるびやすくなるものにして、もし轉ぶなどのことあらば、胎兒に危険を及ぼすなり。故に決して履物の重きを用ふべからず。嶮岨けんじゅなる路を歩むべからず。梯子段はしどんだんの昇降などもあるべくなさざるをよしとす。もし止むを得ず旅行する必要ある時は、必ず産婆及び産科醫に相談すべし。

に、清潔

自體の清潔は極めて必要なれば、沐浴を怠らざる様にし、頭

清潔

髪・爪等もよく洗ひて、常に清潔にすべし。冷水浴・冷水摩擦・海水浴・座浴等は普通よろしからず。これをなさむとする時は、産婆及び醫師にはかるべし。

精神の安靜

妊娠は前に述べし如く、精神に影響を及ぼし、多くは沈鬱に陥るものなれば、自ら精神をひきたて、快活に保つやうにすべし。これには大いに周圍の事情も關係するが故に、家族の人の注意も必要なれども、妊婦自身もよく注意して、些かの事に心を動かさず、不快なる事にあふときは、速かに心を他に轉じて、まぎらすやうにするなどは、胎兒に對するつとめなり。

(二) 分娩準備

分娩の期日

分娩の期日は、普通受胎より四十週即ち十月目なり。時によりては、これより早く或は晩く生るゝことあり。二十八週以前に生るゝを流產とし、二十八週より三十八週までの間に生るゝを早產とし、四十一週以後に生るゝを晚產とす。

出産の準備は、産婆の指揮に従ふべし。今其の大略を云はゞ
夜具・枕・襦袢・脱脂綿・ガーゼ・繡帶・産湯盥・目・耳等を洗ふ器、油紙・靴形便器・石鹼・手拭數條等なり。

都會の地には、是等を便利に取り揃へて、販賣する店あり。如何なる地方にも送るが故に、不便の地にては、是等を求めて準備するも可ならむ。されど、あながち新しきものならずとも、消毒を十分にすれば可なり。從來の如く、消毒不十分なる縊縷等を用ふるは、極めて危険なれば、消毒は十分に届いたるもの用ひざるべからず。古きものは釜に入れてよく煮

産室

て用ふべし。」

る、産室

閑靜なる所をよしとし。其の他は普通の病室と同じ心得にて、不用の器物を室内に置かざるやうにし、香氣の高きものは取り除く様にすべし。産牀は中央に設けて、前後・左右よりこれに近づくことを容易ならしめ、枕は稍高くし、足部は明かるき方に向はしむべし。

分娩の時間

分娩の時間は、妊娠の年齢及び胎兒の位置・初産・經産等により異なれども、統計せられたるものによりて見る時は、初産婦は十三時乃至十五時間、經産婦にては六時乃至十時間許なるを普通とせり。

かくて、此の時間を第一準備期・第二排出期・第三後產期にわかつ。

第一期に於いては、十分乃至十五分位に一回づゝ緩くして、間歇整調なる陣痛と稱する痛みを感じ。此の痛は漸時強くなり、其の歇める間、愈短くして二分乃至五分に一回起るに至り、第二期にうつる。

第二期は胎兒の娩出し終るまでにして、此の間は陣痛烈し。第三期は胎兒分娩後十分乃至十五分時にして、烈しからざる陣痛を起し、胎盤の全部を娩出するを云ふ。

産婆は第一期にこれを呼ぶべし。初産婦に於いてはことに然すべし。

(二) 産婆及び醫師

産婆は、産時に最も大切な務めをなすものなれば、妊娠と心つかば、なるべく早く學理に通じ・技術に熟練せる産婆を

選みて、これに依頼し、時々其の診察を受くべし。學理のみに通じて熟練せざるもの、熟練のみにて學理に通せざるもの、共に危險なり。產婆の取扱の悪しきために、生くべき小兒をして、死に至らしむること、珍らしからず。

前に述べし如く、妊娠は病氣にはあらざれども、病氣を得やすき時期にして、氣管支・肺・心臓腎臓等の病を起しやすく、かつ其の病は氣のつかざる間に進むものなれば、少しにても異狀ある時は、直に產科醫の診察を受くべく、異狀なくとも、時時診察を受くるを安全なりとす。初產婦及び流產・早產の癆せきある人は、ことに必要なり。

(四) 産後の衛生

分娩後は六週間を経ざれば、身體全く舊に復せざるが故に、この間の養生は極めて大切にして、殊に始める三週間は、最も大切なり。この間の養生悪しきために、生涯治し難き病を起すもの多し。重かりし身體の俄かに軽くなりて、輕快を感じ、家内の用事などを足さんとの念起るとも、時機の至るまでは、慎みて何事もなすべからず。身體の舊に復せざる間は、各部共病を得易き状態にあるが故に、身體のみならず、精神も亦安靜にして、なるべく感情を動かさざるやうにすべし。されば、來客等にも、一週間以内は、なるべく接せざるをよしとす。止むを得ざる時は、仰臥のまゝにて、少時間應接すべし。始め一週間は仰向けに臥したるまゝにて、なるべく身體を動かさざるやうにし、二週間過ぎより、少しづゝ床を離れ、三週間を経て、家内の簡短なる用事をなすべし。

産後の食物

分娩後は疲勞のため、直に眠に就くべければ、四邊を靜かに

清潔

し、光線を薄くして、熟睡せしむべし。七八時間を経て醒ると
きは牛乳・重湯・半熟卵・砂糖水の類にて、好むものを與ふべく、
又哺乳はこの時より始むべし。二三日を経て、豆腐・白肉の魚
鶏肉等を少しづゝ五六回位に與へ、一週間を経ば、米飯・輕き
野菜等を交へ、第三週より通常の消化よき食物を與ふべし。

哺乳兒

體育

産後は身體不潔になり易くして、これを動かすことを禁ず
るが故に、清潔にするに不便なれども、看護人はよく注意し
て、靜かに身體を拭ひ、屢々衣服を取り替へ、つとめて清潔にせ
しむべし。然らざる時は、產蓐熱の如き、恐るべき病に侵さる
ことがあるべし。

第三 哺乳兒

(一) 體育

生兒の
取扱

生兒は産婆これを取上げ、臍帶の搏動の止むをまちて、消毒
したる絹糸若しくは麻糸を以て搏りたる後、これを切斷し、
身體の各部を撿し、硝酸銀水を點眼し、後、產湯を使はしめ、良
質の石鹼・オレーフ油等を用ひて、手早く身體を洗ひ、タオル
を以てこれを拭ひ、臍帶の手當をなし、衣服を著せしめて、寢
床に臥さしむ。產湯の温度は、三十八度位を用ふ。この際のタ
オル・衣服・寢床等は、總べて皆温め置くべし。生兒は母の胎内
より出でて、俄に空氣に觸るゝが故に、寒冷の氣候などには、
殊に注意して冷えざるやうに、保護せざるべからず。早產兒
等には、特に一層の注意を要す。

すべて、生後一週間は、小兒の身體に極めて大いなる變化を
受けたる時にして、發育上的一大坂路なれば、注意の上にも

注意を要する時期なり。

名、命名

小兒生れ出づる時は、現今の戸籍法により、必ず十日以内に戸籍吏に届け出でざるべからず。されば、其の以前に命名せざるべからず。其の名は生涯其の小兒の代表として、人より呼ばれ、自らも物に書する等、識らず知らずの間に、必ず多少の感化を與ふるものなり。されば、其の字の意味よくして呼びやすく、書きやすく、読みやすきものを選ぶべし。かかる字を急に選ばむことは、容易のことにあるが故に、早くより男子ならば何、女子ならば何と選みおき、出生後直ちにこれに命名し、速かに届出をなすをよしとする。

は、育児日誌

小兒出生の初よりこれに關する日誌を作るは、育児上極め

て必要のことにして、母親の参考となるのみならず、病氣にかかりし時には、醫師の参考に供し、學校に教育を託する時に、教師の参考に供する材料を、此の中に求むることを得べし。

これに記入すべき事は、もとより多けれども、まづ出産の状況、當時の體量、胸圍、身體の模様、營養の方法、其の種類、齒の發生及び脱落の状況、匍匐・起立・歩行の時期ものいひ初め話をし始めたる時、并びに其の有様、種痘、病氣にかかることあらば、其の模様、其の他日々の状況等を記すべし。かく記入しあく時は、發育上の良否も一目に明瞭なれば、これは親として子に盡くすべき當然の務めといふべし。

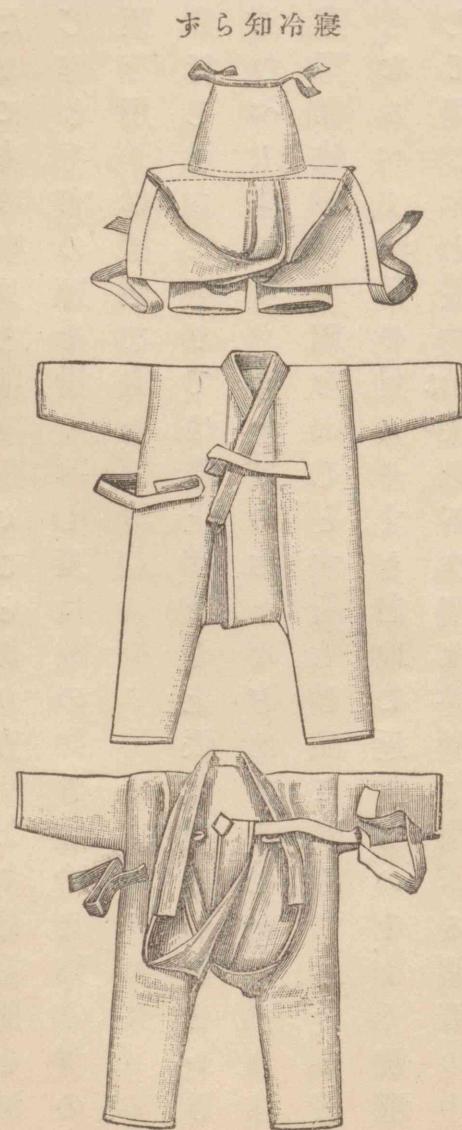
衣服

初生兒の衣服は軟かなる木綿又は毛立たざるフランネル

の類にて軽くつくるをよしとす。色は、從來用ひ慣れたる紅・黃金等の色の中には、小兒のなめて、或は皮膚に附きて、害になるものあれば、白地を用ふるをよしとす。これは何程洗ふとも色の褪むる事なく、汚目見えて、いづれの點よりも便利なり。殊に襦袢及び衣服の裏は必ず白を用ふべく、晒木綿を一度水に入れて糊を落としたるもの最もよし。形は筒袖を稍、大きくして自由に手の通るやうにし、丈を長くし、紐は後ろに付くる事勿論なり。著せ方は襦袢の縫目の皮膚に觸れるやう裏返しにし、塵付き或は皺の寄りたるなどを著せざるやうにすべし。殊に洗濯したるものを著する時などは、蟻・毛蟲その他少さき蟲などの付き居らざるやう注意する事、最も必要なり。又急ぎ仕立てたる衣服には、針を縫込み置きたるなどの不注意もなきに限らざる例なれば、深く注意

すべきなり。生後百日位までは後紐の衣服を用ひ、五六個月位までは襦袢を裏返しに著すれども、其の後は普通にして

其の一



用ふ。從來の紐付けは常に高きに過ぐるが故に、胸を締めざる位に低くしかたく締めざるやうにすべし。袖は男女にか

襁褓

かはらず筒袖を用ふべく、發育の盛なる小兒は、いつの間に
か脇の下の窮屈になるものなれば、常に注意すべし。厚著の
ために、夜は寢具を踏み脱ぐことあり。晝間よりは衣服を減
じ、軽き毛布の類を掛くべし。夏は圖の如き寐冷え知らずの
類を用ふれば、便ならむ。

歩行し得るに至りては、腰上げをし、上張代用の前掛をかけ
しむべし。裙の重き・腰上げの多きなどはよろしからず。
襁褓は軟かき木綿をよしとす。新しき品に限らずといへど
も、なるべく汚目の見えやすい白地に近きものを、よく洗濯
して用ふべし。最初胎屎たまひしを下す間は、普通に用ふる襁褓の中
に、紙の柔かに揉みたるを敷きて用ひ、七夜以後は布のみを
用ふべく、自ら寐返りをなし得る頃に至らば、フランネルを
二枚合せたる三角の襁褓を外側に用ひ、紐或は安全針にて

止むるやうにするを便なりとす。此の紐はたゞ襁褓の兩側
の開かざるためにして、決してかたく締むべからず。しばし
ば取り替へ、決して濕りたるもの在其の儘に置くことある
べからず。これを取り替ふる際には、冷氣に晒されざるやう
注意すべし。生後稍日を経て哺乳の時刻を定むる時は、便通
の時間も自ら定まるを以て、其の時刻に放便せしむれば、衣
服・襁褓を汚すこと減ずるものなり。襁褓の外側に油紙を
用ふもの往々あれども、これは衛生上よろしからず。十分清
潔に洗濯し、よく乾きたるを用ふべく、ブランネルの如きは
十分乾かざるものも、手さはり乾きたるもののがく感する
ことあれば、よく注意すべし。梅雨期に於いては、襁褓の始末
に甚だ困難を感じるものなれば、此の際は洗濯室或は乾物
室に火を入れ針金にて編みたる鷄籠の如き物を蓋ひこれ

に掛けた乾かすを便なりとす。
涎掛は飾りなき白地のものを用ひて、屢々洗濯すべし。

頭巾は空氣の流通よき軽きものを、外出の時のみ用ひしむべし。

睡眠

ほ、睡眠

小兒産れたる初めは、乳を飲む時と便通の時との外は、殆んど眠り居るものなれば、あたりを静かにし、室内を心地よくして、十分安眠せしむべし。最初は身體の各部共に軟弱にして、例へば眼の如きは、睫毛も延びず、涙も出でさるが故に、塵多き室に眠らしむべからず。又光線のあまり強く當るも悪しく、常に同じ方向より光線を受けしむるは宜しからず。頭骨の縫合も十分ならざれば、同じ方にのみ片寐かたねせしむる時は、頭の形を歪ゆがましむるものなり。眠りたる時は勿論、醒めた

寝具

る時にも、身邊にて烈しき音聲を發せしむべからず。強き雷鳴の時などは、抱き上げ或は耳を蔽ふ等の注意も必要なり。又なるべく人に抱かれたるまゝ、或は乳房を含みたるまゝに寐ねしむべからず。これを抱きて眠らしむる時は、忽ち習慣となりて、床に寐ぬることを好まさるに至るものなり。寝具 蒲團は敷蒲團を暖かにし、上には軽きものを蔽ふべし。是等はすべて白布を以て蔽ひ、屢々洗濯せざるべからず。

枕 最初は綿を入れたるもの用ひ、後は空氣の流通のよき茶殻・蕎麥殻等を入れたるを用ふべし。これも白布にてつづむべきこと勿論なり。

へ、沐浴

小兒は發育盛にして、脂肪を分泌する事多ければ、生後一年間は毎日入浴せしむるをよしとす。頭脇下・股下等をよく洗

沐浴

食物
母親の
乳

ひ、爛れ・濕疹などの出來ざるやうにすべし。時刻は就眠前若しくは日中の暖かき時をよじとす。
若し爛れを生じたる時は天花粉・亞鉛華・澱粉末等を撒りかけ、なるべくすれざるやうになし置くべし。

と、食物

母親の乳

初生兒の食物は、母親の乳を第一とす。生兒の胃は筒の如き形にて、消化の力極めて弱き故に、母乳は最初極めて淡き乳にて、特に胎尿を下すに適當せる下劑を含み、胃の漸次發育するに従ひて、母乳も濃くなるなり。此の如く母乳は小兒に最も適せる食物なるが故に、健康なる母親は、必ず自ら哺乳すべし。かくすれば、生兒に對する母親の愛情も深くなり、躾もよく居くものなり。母親の身體の健康と精神の安否とは、

直に乳の質に關係を及ぼすものにして、少しく精神をつかひ過ぎ、或は睡りの不足したる時などは、直に乳の量を減ず。しかのみならず、其の質をも變ずるものなりといへば、小兒に乳を與ふる婦人は、特に身體の衛生に注意し、其の心を平かにすることをつとむべし。

飲ませ方は時間を正しく定むべく、生後一週間位を経ば、日中は二時間置き位に、夜は宵と明け方と夜中と三度位飲ませ、一個月以後は三時間に一回、夜は宵と明け方と二回とし、漸次夜は飲ませぬやうにすべし。

飲ましむるときには、乳くびと小兒の口中とを、硼酸水か清水にてよく拭ふべし。乳は左右兩方を平均に飲ましめ、夜中も抱き上げて飲ましむるをよじとす。飲む時間は小兒によりて異なり。健康なる小兒は、勢よく早く飲み終れど、然らざ

るものは、長くかかる故に、母親は心靜かに、小兒の飽きて乳首を離すを待つべし。飲み終らば、小兒の身體をなるべく強く動かさざるやうにし、胸を押さふる事なからしむべし。母乳は小兒に最もよく適すれども、次の如き事情ある時は、これを止めざるべからず。

イ、母親の病身なるとき。

口、結核・心臓・脚氣其の他熱病等の病に罹りたる時。

ハ、精神病其の他遺傳病ある時。

ニ、乳の質のよろしからざる時。

其の他乳の出でざる時等は、止むを得ず乳母をやとひ、或は里子に預け、牛乳・山羊其の他の獸乳を以て養ふなどの法を取りざるべからず。

乳母の選び方 乳母は(一)身體強健にして血色よく、(二)結核・黴毒・腺病・精神病及び諸種の皮膚病等なきもの、(三)乳房のほどよく發育して、これを押せば線の形をなして乳汁を出し、其の質の善きもの、(四)乳母の子と生兒と生れたる時のあまり差のなきもの、多くとも三個月以内の差にて分娩後四週間を経たるもの、(五)年齢は二十歳以上三十二三歳以下になるべく母親の年に近きもの、(六)性質快活溫和にして言行正しく、正直にして云ひつけをよく守り、小兒を愛し、清潔を好むものならざるべからず。(一)(二)(三)の如きは醫師の鑑定を請はざるべからず。(六)の如きは容易に知りがたきことなれども、面會したる時に、よくその様子を見、且つ出來べくは、其の子のありさまをも見ば、大方は知らるべし。

かかる條件を悉く備へたる乳母は、得がたかるべしと雖も、

これを標準として、成るべくこれに近きものをもとむべし。やうにすべし。母親の守るべき衛生はよく説き聞かしめて、十分にこれを守らしめ、食物は十分に與ふべしと雖も、俄かにこれまでと變りたる物を食せしむるはよろしからず。粗食になれたるものは、其の中の極めて不消化物のみを除き、他はやはり食しなれたるもの食せしめ、漸次に滋養物を與ふるやうにすべし。運動は乳母にも必要なれば、小兒の衣服の洗濯其の他小兒に關する仕事は、一切これをなさしめ、他にも相應のことはこれを命じ、決して我儘・不精にならしむべからず。

かくて猶常に小兒の様子に注意して、血色よく、體量加はり、皮膚・便通等に異狀なき時は、安心してこれを託すべく、然らざる時は、其の原因をしらべ、醫師に相談する必要あり。

里子 乳母を自宅に雇ひ入れずして、小兒を他家に託して育つるをいふ。多くは田舎の質朴なる家に託するを常とす。此の場合には、母親は毎日これを監督することを得ざれば、一層乳母の人物及び家風をよく調べざるべからず。中には乳の不十分なるにもかゝはらず、利慾のために、他家の小兒を預からんとするもの等もなきにあらず。然らずとも、小兒の時に染みたる習慣は、容易に取れざるものなり。

乳母の適當なるものを得ざる時は、寧ろ獸乳によるをよしとす。

獸乳には牛乳・山羊乳・馬乳等あり。山羊乳は牛乳に優ることあれども、これを得ること難き故に、普通は牛乳によるを便

とす。

牛乳は成分の割合母乳と異にして、蛋白質は殆んど三倍、糖分は少なきが故に、甘味少なく、これを彼此の器にうつす際、黴菌の入り易き等の缺點あり。これを補はむには、生兒に適する度合にこれを薄め、上等の砂糖を混じて、成分を母の乳に近きものとし、且つ十分これを消毒し、後、これを適當の温度として與ふべきなり。

牛乳のうすめ方は、其の小兒の體質によりて多少異なるべきれば、これを醫師にはかるをよしとする。普通には、左の割合にて可なるべし。

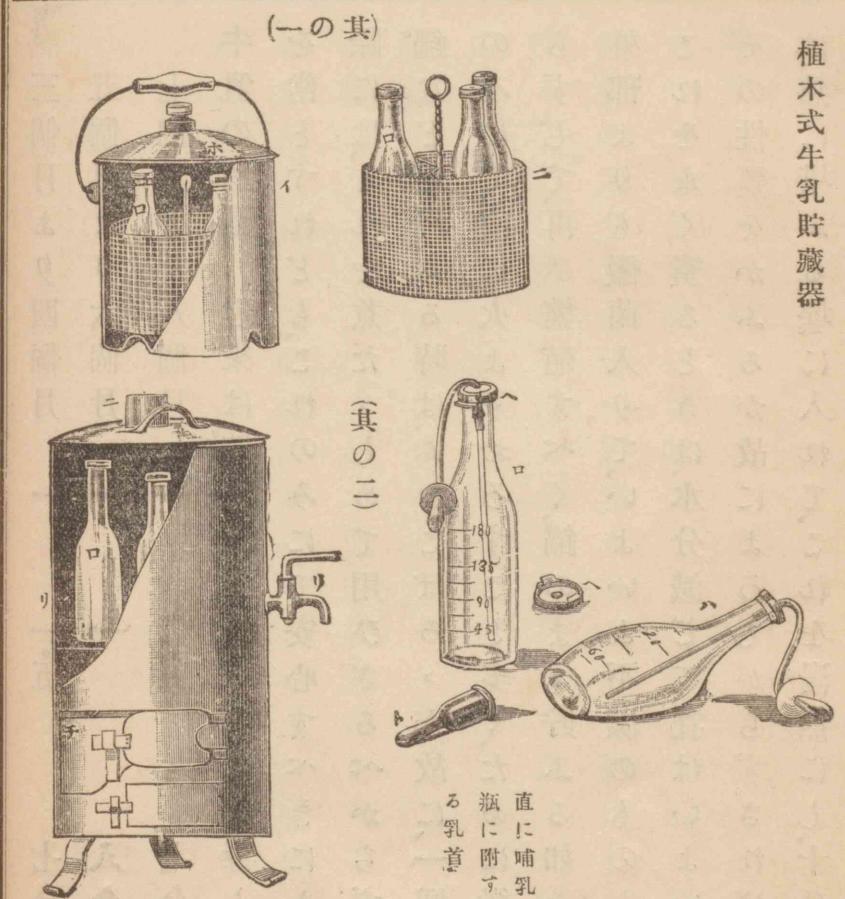
牛乳薄め方	薄めたる牛乳 一日の分量
牛乳	水
一	三
四週より二ヶ月	四合
一	六合

三個月より四ヶ月 一 一・五
五ヶ月より六ヶ月 一 一
七個月より八ヶ月 一 ○・五
七合五勺

牛乳の消毒 近來は搾りたる乳を、直に消毒して配達するを常とすれども、これのみにて安心すべきにあらず。用ふる際には、これを煮たゞしめて用ひざるべからず。これに行平鍋など用ふる時は、ふきこぼるゝが故に、一回煮たしたるのみにて、直に火よりおろすこと多く、ために黴菌は死に至らすして、再び繁殖すべく、鍋のまゝ貯ふる如きことあらば、外部よりも黴菌入りて、いよいよ不潔のものとなるべし。又これを永く煮るときは、水分減じて、乳はいよいよ濃くなり、その性質をかぶるが故によろしからず。されば其の消毒には、熱に堪ふる壠に入れて、これを湯煎（其）にし、十分間煮沸をつ

植木式牛乳貯藏器

九四



づくるをよしとす。植木式牛乳貯藏器等を用ひなば便利ならむ。圖に示せる牛乳貯藏器、(其の二)は、(二)の金網籠に(口)若しくは(ハ)の如き哺乳瓶を入れて(イ)の

中に入れ、適當に湯を入れて、(ホ)の蓋をなし、(イ)を七輪の上にかけて、煮沸せしむるなり。かくて、これを適當の温度に冷し、(ヘ)の蓋の中に入れたるゴム蓋のみをとり、(ヘ)の金属蓋はもとの如くはめ、其の中央の孔に乳首のゴム管を挿入し、或は(ヘ)の蓋を全く取り去りて、(ト)の乳首を直に瓶にはめて、小兒に與ふるなり。(ロ)哺乳瓶に入るゝ牛乳は、小兒に與ふべきほどに薄め、且つ、一度に飲ましむる分量を入れおくべし。(リ)の口より湯を出たす如くしたるものにて、七輪等を要せざる點は甚だ便利なれども、器の大きいなるが爲めに、取扱ひや不便なり。

牛乳の善きものを得難き場合には、煉乳を用ふる方、却つて安全なり。其のうすめ方は、次の如し。

小兒の生後

煉乳

九六

一週 二週より一個月まで 一
二月 三月 四月 五月 一年以後

水 二四 二二 二一 二〇 一九 一八 一〇

の如く、五個月以後一個月毎に水の一倍を減じ、満一年以後は、常に一と一〇との割合にて與ふべし。

煉乳は善良なる品を選まさるべからず。現今にては、米國製鷺印スイス製ネツスルをよしとするが如くなれども、近來漸次和製にても、價廉にして品の善きもの製造せらるゝ

が故に、これも醫師にはかるをよしとす。

何れの乳を用ふとも、小兒の體量加はりて、血色よく便通普通なるときは安心して用ふべく、然らざるときは、直に醫師にはかるをよしとす。

哺乳瓶

哺乳瓶 度盛どもをしたる瓶に飲口をつけて與ふべく、なるべくは、器より器にうつす等のことを避くるをよしとするが故に、消毒する時の瓶に、飲口を付けて哺ましむるを、最も便利なりとす。其の飲口・管等はいづれも十分清潔にし、用ふる前後には必ず湯にてよく洗ふべし。其の洗ひ方不十分なる爲めに、鷺口蒼にかかることあり。母乳不足なる時は勿論、然らさる時も、牛乳は少々飲むべし。これを飲みなれしめる小兒は、母親の病にかかりたる時、或は外出の必要ある時に困難なればなり。

乳の他の食物 六七個月目より歯を生ずるに至らば、漸次他の食物を與ふるをよしとす。まづ水飴・おもゆの類を與へ、一年以後に至らば、粥・半熟卵・白肉の魚類・パン・オートミール・さつまいも・じやがいも・やまのいも・はうれん草・大根・百合等の軟かく煮たるもの、軽き菓子・ビスケット・^{かる}燒^{やき}・ウエーファースの類、よく熟したる果物の煮たる等を乳の間に與へ、満二年乳をはなす頃に至らば、軟かき飯其の他軟くたゝきたる肉・豆腐・麩等、普通の物は、不消化物の外は、何にても與ふるやうにすべし。たゞし、香料・薬味の類・アルコール性のもの等は與ふべからず。田舎に育ちたる乳母等は、時によりて食物を自らかみてこれを小兒に與ふることあり。これは極めて危険なれば、堅く禁ぜざるべからず。

ち、便通

小兒の最もかかり易き病は消化不良にして、直に便通にあらはるゝが故に、母親は常に小兒の食物に注意すると共に、兩便に注意すること必要なり。

哺乳兒の大便は、鮮なる黃色にして軟かくさしたる臭氣なきを普通とす。牛乳を用ふるものは、灰色にてやゝ臭味を帶ぶ。他の食物を交ふるに至りて、漸次硬くなり、臭氣を帶ぶるに至る。大便が綠色・暗褐色等を帶び、或は泡^{あわ}・粘液^{ねんえき}等を交へ、異なりたる臭氣を帶ぶる時は、腸胃の病に罹りたる徵なり。捨ておくべからず。

小水も初は一回の分量少なく、便通の回數多くして、一晝夜十回より二十回までなり。日を経るに従ひ、回數を減ず。乳を飲まする時間を、嚴重に定むる時は、便通の時間も、自ら定まりて便利なり。

すべて、大小とも便通をよく調ふることは、極めて大切にして、或る醫師の如きは、生後二個年間兩便をよく調ふる様にせば、其の小兒は生涯健康なるべしと云へり。

リ、運動

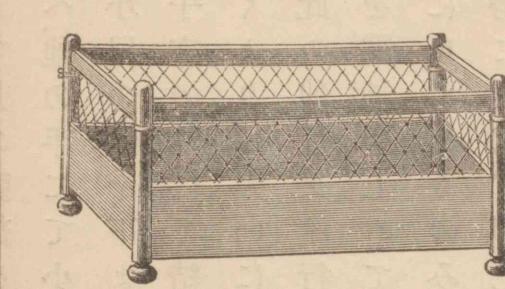
百日以内はなるべく室内にて運動せしめ、其れより以上になりては、天氣よく暖かなる時に、戸外に出だし、騒がしからず、塵立たざる所に遊ばしむべし。冬の朝及び夕の如き空氣の冷たき時には、外出せしめざるをよしとする。外出せしむるに背負ふことは、我が國の習慣なれども、なるべくこれを止むるを要す。負紐を懸けて背負ふ時は、胸をおさへ足を摶り身體の運動を妨げ發育を害し、甚しきにいたりては、背柱を曲げ足部に腫れを生ぜしむるなどのこときへあり。さればこれを戸外に出だすには、抱くをよしとする。小兒の體を斜に

して、其の頭部を片手の上に枕せしめ、其の手にて胴をさへ、他の手にて小兒の體をかゝへ込むべし。巾の廣き布にて小兒の體を下より釣りて、一方は肩に、一方は脇下よりして子守の背にて結ぶもよし。かくする時は、たゞ腕のみにて抱くよりは、大いに労力を減ずることを得べし。

此の他、近來流行する**乳母車**に乘することは、小兒の弱き脳を震動せしめて、有害なることなれども、平坦なる道を静かに曳くは、さのみ害なし。凹凸烈しき地を、年若き男子などの勢に乗じて押し走ることあるは、甚だ危険なり。乳母車は搖れの甚だしきもの及び轉覆し易きものを用ふべからず。這ひ初むる頃には、火鉢・土瓶等に手をかけて、火傷をし、椽より落つる等の過をなし易きものなれば、此の際注意して危険なるものと、危険なる場所を避けて、運動せしむべし。やが

て九個月・十個月になりて、物によりて立ちこれを傳ひて歩み、満一年以上に至りて、物に寄らずして歩むに至る。此の際無理に手を取りて、歩ましむる等の事をなすべからず、ことに少しく歩み得るに至りたる時、片手を

歩行學校



とりて歩ましむるは、極めて危険なり。必ず小兒の後より両手を以てさゝふべし。

西洋にては歩行を始むる頃の小兒を歩行學校と稱する箱に入れて養育す。この箱は、圖の如く高さ凡そ一尺五寸、廣さと巾とは三尺位にて、上部に網の如きものを張り付け、下部の内面及び底には、軟かき蒲團の如きものを張りたれば、中にて自由に歩み廻はり、轉びても負傷などす

ることなし。我が國にても、かゝるものを作らしめなば便利ならむ。

戸外に出でて歩み得るに至らば、軽き草履をはかしめ、空氣の新しき所に遊ばしめ、天然物に近づかしむべし。此の際の守の仕方は小兒の精神發育の上に大いなる影響を及ぼすべし。即ち理科の知識を有して、天然物に對する趣味を開發すると、迷信風の説明を與ふるとの差如何ばかりぞや。

子守

教育なき年少の女子を子守として、雇ひ入れ、その性質をもよく調べずして、これに小兒を託するは、從來の風習なれども、大いに誤れることなり。直接に乳を與へざる故に、乳母ほどの注意を要せずとすとも、小兒は常に言語・舉動其の他何によらず、周圍の人の感化を受くるものなれば、その性質を

吟味し、健康の状態にも注意して、性質温良忠實なるものを求めざるべからず。餘りに年少なるは、小兒の哺乳の時も、便通の時も、これを忘れて、たゞ己れの遊びに耽り、小兒の注意を等閑にし、或は無闇に食物を與ふる等の事すらなきに限らず。さりとて、餘りに老年なるは、動作不活潑にして、小兒の活潑なる運動を妨ぐることあれば、これも好ましからず。小學教育を終りたる位のものにて、性質淳良、身體健全、精神快活なるものならば、最も可ならむ。

ぬ、生齒

小兒生れて六七個月に至れば、前歯より始めて順次に乳歯を生じ、六七歳の頃より脱けて永久歯と替るなり。普通乳歯の生ずる順序は圖の如し。

生齒期の障害

歯の生ずる時期は、小兒の成長の間に於け



る第二の坂路にして、健康ならざる小兒は、動もすれば、熱發逆上・便秘・下痢、其の他何となく瘤をおこし、物を噛み、或は夜間不意に驚き醒むる等の障害あり。かくて、これを捨ておくために、生命にも關するに至ることあれば、注意してこれが手當をなさるべからず。ガーゼに清水或は硼酸水を浸して、しばしば口内を拭ひ、乳は一層注意し、空氣の清潔にして温度の高からざる室に居らしめ、なるべく瘤を起こさしめぬ様にあしらふべし。歯齦に充血して痒みを感ずるものなれば、清潔にし

て柔かなるゴム板・ゴム人形等を與へて、これを嚙ましむるもよし。夜中驚き醒めたるときは、静かに抱きて他の涼しき室に伴なひ、ねんごろに慰むる時は、安眠せしめ易きものなり。障礙甚だしき時は、醫師の診斷を請ふべし。時としては歯齦の切開を要する事もあり。

乳ばなれ およそ満二年にて乳を離すべし。これも俄かなさず。初めて歯の生ずる頃より少しづゝ他の食物を與へ、漸次乳の分量を減じ、いつとなく他の食物に移りて、満二年頃には、全く乳を飲まさるやうにするをよしとする。殊に寒中暑中又は小兒の健康の勝れざる時に當らば、其の時期を少し早め、或は後らすも可なり。

二二 心育

小兒の精神は、其の身體と同じく、亦、極めて弱くして、將來發

育すべき芽を有するに過ぎず。故にこれをして天賦の發育を遂げしめむには、絶えずこれを擁護せざるべからず。此の擁護即ち教育は、將來受くる總べての教育の基を作るものにして、小兒生涯の人格は、殆どこゝに形造らるゝものなりといふべし。而して小兒の精神を導くに、最も必要なるは、家庭教育の主宰者たる其の兩親が、常に言行を慎みて、自ら小兒の模範となること及び善良なる家風を作りて、家族召使に至るまで、秩序ある動作をなし、小兒をして知らず識らずの間に、感化を受けしむる様にすることなり。此の期に於いては、特に専ら父母これが模範となりてこれを卒る、猥りに我意がいを通さしめず、如何にしても大人の威力には従はざるべからざるものなり、との念を養ふこと必要なり。

して、視ること・聞くことを確かにせしめ、言語を發するに至らば、其の發達に注意すべし。

又、兩親が乳兒の笑を催す愉快にかられて、強ひてこれを挑^{うなづ}けし、或は「高い高い」など云ひて、小兒の身體をたがくあぐる等のことをなすは、何れも腦を刺戟するを以て宜しからず。又小兒の泣き出したるとき又は、これを睡らしめむとして、みだりに其の身體を搖り動かすも宜しからず。かるとき、小兒の泣き止み、又は睡りにつくことあるは、愉快を感じずる爲めにあらずして、腦を疲勞せしめたるがためなり。されば、此の際脳にかかる刺戟を與へざることに、注意するも肝要なり。

い、玩具

此の期に與ふる玩具は、極めて簡単なるもの、即ちゴム人形。

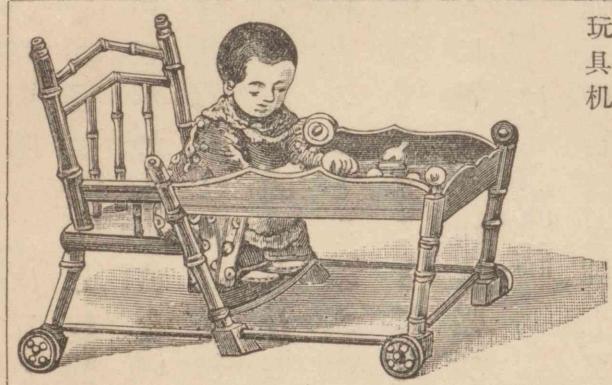
ゴム毬等ゴム細工のもの、布細工の動物等をよしとす。ブリキにてつくりたるガラガラ若しくは太鼓などのはげしき音を出すものは、宜しからず。此の時代に於いては、何にても直に口に入るるものなれば、疊などに轉^{ころ}がさざるため、適當の机を與へて、其の上にて弄ばしむるは便利なり。西洋に用ふる小兒の玩具机の一例を圖に示せり。

ろ、言語

九個月・十個月の頃より意味なきことを發音し始め、漸次「うまうまい」や「いや」等の類より容易なる言語を覺えて、簡単なる談話をなすに至る。こ

玩具

言語



玩具机

説話

の際周囲の人は、なるべくこれに干渉せず、自ら粗暴野鄙なる言語を避け、正しきことばつかひをなし、小兒は舌のまはらざるため、片言をいふとも、大人のこれを眞似て、同じく片言を云ふなどのことをせざるやうにし、簡明にして容易なる言語を聞かしむる様にすべし。

種々のことを教ふれば、智惠は早くつくべしと雖も、これ何の効もなきことにて、却つて早くより小兒の脳を勞せしむるに過ぎざれば、強ひて種々のことを教へざるをよしとす。

は、説話

他人の言語を解し、又自ら話し得るに至るときは、小兒は好みて説話を聞き、又自ら語りて人に聞かしめむとするものなり。母親は此の時を利用して、種々の有益なる説話を正しき言語を以て話し聞かしめ、愉快の中に、其の徳性を涵養し、

知識を開発し、國語の練習をなさしむべし。小兒の望みによりては、幾回にても同じ話を繰りかへして聽かしめ、又小兒が記憶したる話を語りて、他に聽かしめむとする時は、喜びてこれを聞くべし。

説話の種類は、昔嘶し御伽嘶寓話、其の他修身・歴史・地理・理科等に關する假作談・實事談等なるべし。從來の昔嘶の中には、桃太郎・猿蟹合戦の如く適當なるもの多けれども、中には不適當のものあり、御伽嘶寓話の中にも、教育の趣旨に適せるものと、然らざるものとあれば、これが材料を選むには深く注意せざるべからず。總べて説話の野鄙なるもの、妖怪・變化の如く、小兒に恐怖心を起さしむるもの、及び甚しく其の神經を刺戟する如き、類のものは避けざるべからず。

説話の種類

(一) 體育
い、衣服

小兒の漸次成長するにつけて、戸外に出でて遊ぶこと多くなるものなれば、衣服はなるべく簡単にして、運動に適したる洗濯し易きものを用ひ、白キヤラコなどにて作れる、上張代用の前掛若しくは他の上張を掛けしむべし。遊戯のために衣服を汚すこと多けれども、殊更にこれを汚すものの外は、一々これを叱ることなく、汚すとも惜しからざるほどのものを著せて、自由に遊戯せしむべし。されどこれを汚したるまゝに著せおくは、衛生上惡しきのみならず、不潔を意に介せざる惡習慣を養ふが故に、汚れたるものは、速かに洗濯して、常に清潔のものを纏はしむべし。かくする時は、小兒も自ら清潔を保たむことに注意するに至るものなり。

ろ、食物

乳を離したる後の食物も、最初は粥をよしとす。軟かき鳥肉、牛内等は稍多く與へてよし。小魚類・野菜類・芋類・いんげん豆等もよし。間食に與ふる菓子は、砂糖の多きもの・干菓子・團子・油濃き菓子等を禁じ、生菓子類は小量は差支なしといへども、一度これを與ふる時は、軽き物を好まさるに至るが故に、此の期の始めには、なるべく與へざるをよしとす。

大人の如く一日分の食量を三度に食すること能はざるが故に、一日五回若しくは六回位に與へざるべからず。即ち朝は牛乳と鶏卵の粥、十時頃と午後三時頃とに牛乳と軽き菓子、晝と夕とは軟き飯に魚類又は鶏肉・野菜等の類を與へ、また夜は少量の牛乳を與ふる等の類にて可ならむ。

居室

衛生に適したる日當りよき室にて遊ばしめ、玩具などを自ら整理し得るやうなる設備をなすをよしとす。

清潔 は、居室

種々の食物を食するやうになれば、口中の清潔に一層注意して、燒鹽を以て歯を磨かしむべし。戸外に出でて遊戯し、手足を汚すこと多ければ、屢々洗はしめ、爪ののびたるは速かに切るべし。これを噛かむ習慣のものあらば、指頭にキニーネの溶薬を塗る等の方法によりて、改めしめざるべからず。冬期に向かはゞ、豫め、凍瘡つぼうひび・あかぎれ等を生せざるやうに手當をなすべし。

頭髪の前の方長くのびて、目の上にかかる如きはよろしからず。短くして屢々洗ひ清潔にせしむべし。

心育

(二) 心育

此の期に於いては、身體もやゝ發達し、言語も普通の用事を足すに不自由なきほどの數を覚えて、遊戯の快樂を知り、玩具・繪畫により或は天然物により、説話によりて、知識を開く即ち遊戯期なり。されば、玩具・説話等の選擇は、殊に注意を要す。又朋友と交はることを知りて、自然同情心を養はるゝ等のこともあるべど、一方には、又諸種の惡徳の芽を出だすことあり。綿密なる注意を以てこれを觀察し、若しかゝる芽の發するに氣附かば、速かに刈りとることを要す。子守の注意は、この期に於いて殊に大切なり。

玩具

玩具は此の期に於ける小兒の教科書なり。よろしく十分なる注意を以て、これを選び、これを與ふるにも玩ばしむるに

も、すべて、教育的の考を以てせざるべからず。
玩具は、左の性質を備ふるものと適當とす。

イ、小兒の好むもの。
口、心の發達に相當せるもの。

馬を好む時代・汽車を好む時代等種々あり。

ハ、危險の恐れなきもの。

ブリキ・ガラスの如き破損し易くして、これにより身體を傷つくることある如きもの、又繪具の惡しきもの等はよろしからず。

ニ、價の高からざるもの。

近來頗る精巧なる玩具にて、價の高きものありと雖も、これ等必ずしも教育上利益多しと云ふに限らず。且つ常に高價のものを與ふる時は、慢心まんじんを生ずる恐れあり。

ホ、上品なるもの。

彼のポンチ畫と稱するもの、或は野鄙なる風俗を顯はしたるもの等はよしからず。

ヘ、永く飽かさるもの。

すべて、造り附けのものよりは、自身の工夫によりて、種々に變化せしめ得るもの喜ぶ。されば、小兒の取り扱ひて破損することなく、種々變化して、幾度使用すとも、飽くことなきものをよしとす。

戦争の實況を寫したる繪畫の如き、勇氣を養ふに足るべきものを示すは、可なりと雖も、極めて慘酷なる有様を寫したるものは、これを避くるをよしとす。

幼稚園に用ふる恩物は、六毬・三體積木三種・板排・箸排・環排・畫方・紙刺・縫取・紙剪・紙織・板組・板連・紙組・紙摺・豆細工・粘土細工に

遊戯

して、これを二十恩物と稱す。これは彼の幼稚園の元祖フレーベル氏が多年の苦心研究によりて、選定したるものにして、何れも教育上の學理に適したる模範の玩具なれば、家庭に於いても、これを標準として、玩具を選まば、大いに便利なるべし。

遊戯

前にいへる如く、此の期は小兒の遊戯期にして、終日遊戯のために日を費し、其の間に自から知識を開き、徳性を養はるもの、なれば遊戯の種類は、小兒の愉快を感じると共に、教育上の目的を有するものならざるべからず。其の二三を擧ぐれば、左の如し。

一、體育上の利益あるもの。

鬼事・競走の如きは體力を練り、小さき木の鍬を以て海濱

に砂遊びをなし、貝殻を拾ひ、或は原野に蝶を追ふ如きは、新鮮なる空氣を呼吸し、呼吸作用を進むる効あるべし。

一、知育上利益あるもの。

原野に草花を摘み、蟲を捕ふる如きは、天然物に對する趣味を養ふと共に、觀察力を發達せしむべく、衛生上にも利あり。水鐵砲・ポンプ・水車の如きものを用ふる水遊びは、理科に關する知識を開くべし。

一、德育上利益あるもの

人形遊び・飯事遊び或は箱庭を作ること・花壇に花卉を栽培する事等は、優美の情を養ふべく、總べての共同遊戯は、同情・忍耐・謙讓等の諸徳を養ふべし。

すべて、小兒は活動性に富み、靜止することを好まず、鋤を得ては土を穿ち、花を見てはこれを摘み、水を見ては、其の中に

手足を入れなどせむことを望むものにて、雲か雪かとまがふ高根の花を見むよりも、畔の葦を摘むを喜び、美はしき紅葉を眺めむよりも、落葉を拾ふを好むものなるが故に、よく此の性を利用して、體知德育の助けとなさむことをつとめざるべからず。又時としては、蝶・蟬・蜻蛉の類を捕らへて、其の足をとり、翅をとる等のことをなすことあり。これ等は、前に述べたる活動性及び好奇心によることなりといへども、殘忍の性を養ふ基となる如きことは、深く戒めざるべからず。母親はかかる時に觸れて、益蟲・害蟲・保護鳥等に關して、説明を與ふるをよしとす。又勝負を決する類の遊戯に於いては、決して卑怯のふるまひなく、其の結果に勝を得むよりも、其の遊び方の公明正大なるを尊ぶことを、知らしめざるべからず。他人に危害を與ふる恐れある如きもの、及び火を弄ぶ

如き危険なるもの、金錢・物品を賭するもの等はよろしからず。堅くこれを禁すべし。

は、 賢

此の期に於いて賤の上に特に注意すべきは從順にして誠實ならしむべきこと、及び禮儀を守らしむべきことなり。

從順 前期につづき、尙ほ十分に從順の徳を養ふことをつとむべし。これがためには、小兒に發する命令の上に注意すること最も肝要なり。今これにつきて、注意すべきことを擧ぐれば、

一、小兒の實行し得べきこと。

一、小兒のためになること。

一、一旦言ひ出だしたる命令は、理由なく取消す等のことなく、十分に實行せしむること。

賤

命令

一、前後よく整ひ、家族のもの皆其の方針を一致すること。
一、なるべくこれを少なくすること。

等にして、若しこれを熟考せずして、さのみ用なきに實行し難きことを輕々しく命じ、遂にはこれを取消す等のことある時は小兒は其の命令を重んぜざるに至るべし。

誠實

誠實 小兒の取り扱ひは、あまり厳格に過ぐべからず。賞罰を適度にし、なるべく叱ることをすくなくするをよしとす。嚴格に過ぐるときは、表裏の性を養ひて、不誠實のものとなることあるべし。すべてのもの皆、小兒のためには珍しきものなるが故に、頻りに何・何故等の問を發して、説明を求むることあり。かかるよりには、母親は如何に仕事は忙しくとも、小兒の満足する如く、説明を與ふるを要す。無責任の答をなしとき、後に誤りを正す等のことなきやうに注意し、何事に

禮義

禮儀 みだりに人の前に頭を下げしむることを教ふるにはあらず。老人を敬ひ、長者を尊び、兄弟多き家庭にては、兄姉を先だて、弟妹はこれに従ふべきものなること、みだりに己れの所有にあらざるものを使用すべからざること等を知らしめ、すべて不作法なるは、人の喜ばざるものなることを悟らしむるをよしとす。

に、幼稚園保育

幼稚園

満四歳に至る頃、近傍に善良なる幼稚園ある時は、こゝに入園せしめて、保育を受けしむるも可なり。家内靜かにして、母親は多く其の小兒の傍らにありて、監督し得らるべき場合には、強ひてこれを入園せしむるに及ばずと雖も、家内混雜して、用務繁く、大かたは子守又は乳母等に託する如き家庭

兒童期

第五 兒童期

に於いては、幼稚園に託するをよしとす。

衣服

(二) 體育

い、衣服

此の時期の終りまでは、男女に係はらず、洋服若しくは筒袖の衣服を用ひしむべく、女子も巾の廣き帶を用ひず、ただしごきにて、腹部を緩く纏はしむべし。外出の時といへども、決して贅澤なる品を著せしめて、衣服の美を他に誇らしむる如き傾かたむきを生ぜしむべからず。

靴を用ふるときは、なるべくゆるきものを用ひしむべく、女子といへども、爪先の細き踵の高きものをもちひしむべからず。

ろ、食物

漸次範囲を擴めて、アルコール性のもの・香料及び極めて不消化物を除く外、なるべく様々のものを食せしむべし。而して其の獻立にはよく注意して、甚だしきむら食ひ・規律なき間食等をなさしめざるやうにすべし。辨當を携へて學校に出づるものには、其の歸宅の頃、稍重き食物を調へ置きて、歸宅後、直ちにこれを與ふべし。發育盛にして運動活潑なる兒童には、辨當のみにては、十分の滋養分をとらしむること難ければなり。且つ、辨當の菜は贅澤なるはもとより悪しけれども、相應に滋養あるものを與ふべく、夏日はことに注意して、腐敗の恐れなきものを供すべし。然らざれば、小兒は空腹の際、腐敗に傾ける物ありとも、かゝることには氣附かずして、食するものなればなり。

居室

なるべくは、上の巻家屋構造の部に述べたる如く、便利なる室をつくりて、これを與ふべし然るときは、心身發育の上に、大いに利益あるべし。

心育

い、學校の選擇

小兒満六歳に達する時は、適當の小學校を選びて、入學せしめざるべからず。而して、母親は小兒をして入學せしむる前、自ら學校を參觀して、其の訓育・教授の方法等を見聞するをよしとす。かくて、一旦小兒を託したる以上は、十分に其の學校を信用し、家庭教育の方針をして、常に學校教育の方針と一致せしめざるべからず。これ最も大切なことなり。

ろ、學校と家庭との連絡

入學せしめたる後も、時々學校を參觀して、小兒の學修の状

況を觀、又擔任教師の意見を聞くべし。たとひ、學校の教授・訓練の中に誤まれる點あることを發見すとも、決してこれを小兒に告ぐべからず。直接學校に申出づべし。

は、復習

尋常三學年以上に至らば、小兒の體質・性質により、毎日三十分内以の復習を課すべし。五學年以上に進まば、一時間以内を課するも可ならむ。されど、是等は小兒自身の力にて、これを爲さしむべく、時々問を發して、學校にて學びしことを記憶せるや否やを試み、殊更にこれを教ふべからず。ことに、學校にて未だ學修せざる個所を、豫め教ふる如きことあらば、不注意の性を養ひて、教育上甚だ有害なり。

に、休日の利用

休日はなるべく兩親等これを伴なひて、空氣の清き風光の

復習

利用 休日の

玩具及

美なる野外又は海濱に遠足・遊戯せしめ、自然の美に接せしめて、天然物に關する趣味を解せしめ、或は公園・博物館・動物園・植物園・各種の展覽會等を觀覽せしめて、其の見聞を廣めしめ、又稀には育兒院・孤兒院等を參觀せしめて、慈愛の念を起さしむる等、平日言語にて學ぶ所を、實地に目撃せしむる様にするをよしとす。夏季の如き長き休日には、各地に旅行せしめて、異なる風俗・珍しき景色等に接せしむる様にせば、殊に可ならむ。

ほ、玩具及び遊戯

いづれも前期より、やゝ進歩したる複雜なるを用ふべし。たとへば、男子は紙鳶をあげ、毬を投げ、女子は羽子をつき。毬を弄ぶ等、其の他ピンポン・輪投げ・クロッケー等は、男女何れも弄ぶべく、主としてかかる戸外遊戯に用ふる玩具を與ふる

をよしとす。風琴・ハーモニカの如きもあしからず。動・植・鑛物の採集も、適宜に指導せば、小兒は大いに喜びて、これに從事すべし。

へ、説話及び読み物

説話はいよいよ喜びてこれを聞くべく、此の期の終り頃に至りては、寓話・昔噺等の類よりもむしろ、修身・歴史・理科等に關する事實上の談話を好むに至るものなれば、母親はかかる材料を貯へ置きて、時に應じて話し聞かしむべし。小兒の惡習慣を矯めむとする時など、説話により感ぜしめて、これを導く時は、大いに効あるものなり。九歳・十歳頃より、頻りに書物・雑誌の類を好むに至るものにして、其の感化も亦大なるものなれば、これ等も注意して、適當のものを選みて與ふべし。此の期に於いて、記憶力は其の頂上に達するが故に、偉

獎

人の言行或は紀行、言辭・音調の高雅なる詩歌の類にて、小兒に解し得らるべきもの等を、讀ましむるは可ならむ。

ち、獎

名譽を感じる情、大いに發達するが故に、賞罰につきて、特に注意せざるべからず。賞罰はこれをよく利用する時は、大いなる効力あるものなれども、これを誤る時は、其の害亦大なりと云ふべし。

賞罰の種類には種々あり。其の最も軽きものは、顏色を以てこれを顯はすもの、次ぎには言語にこれを顯はすもの、次ぎに賞の最も重きは、物品を與へ、或は其の他の方法を以て、小兒に愉快を與ふることにして、罰の最も重きは體罰を加へ、或は其の自由を奪ひ、或は其の他の方法を以て、責罰する等なり。而して、これを施すには、左の注意を要す。

- 一、なるべく軽きものを用ふべし。
- 一、なるべく屢々ざるやうにすべし。
- 一、缺點を罰するよりも、むしろ、美點を捕へて、これを獎勵して、希望を起こさしむべし。
- 一、適切なるを用ふべし。
- 一、公平なるべし。
- 一、同じ事件に對しては、毎回同様の賞罰を用ふべく、感情によりて、或時は賞し、或時は罰する様のことあるべからず。
- 一、事柄の結果によりて判断せずして、其の行為の動機によりて、これを施すべし。

少年期

第六 少年期

小兒は種々の坂路を越えて、此の期に達しこゝに最後の大

體育

坂路を越えて、一人前の人とならむとす。而して、此の期に受くる變化は、心身共に著しきものにて、從來強健なりし小兒の虛弱に傾くことあり。虛弱と思ひし小兒の健康に向ふことあり。精神に於いても、從來快活なりし小兒の俄に沈鬱に陥ることあり。又、これに反して、柔弱なりし小兒の活潑なる者となることあれば、此の間は極めて大切な時期なり。

(一) 體育

身體は其の發育殊に著しく、身長・體重共に殆ど極度に達し、皮膚は光澤に富み、男子は音聲を變じ、女子は月經を來たすべし。此の際に於ける衛生につきては、母親の特に注意を加ふべき點にして、ことに、月經時の手當につきては、あらかじめ、懇に其の方法を説示せざるべからず。母親の此の注意を怠るが爲めに、女子をして生涯の病を惹き起さしむること

あり。恐るべきことなり。

い、衣食住

衣食住の中衣服は尙十分に質素ならしめ、食物はあらゆる種類の物を十分に供給し、アルコール性飲料を飲み習はしめざる様に注意すべし。

居所は家庭より通學し得るものは、割合に監督し易けれども、家庭を離れて、他に遊學するものに至りては、これを寄宿舍に託するか、下宿屋に入るゝか、他の教育的整舎或は親戚、知人、其の他の家に託せざるべからず。親戚・知人にして健全なる家庭を有する人に託することを得ば、最も可ならむ。されど、かかる人は容易に得難きが故に、若し健全なる寄宿舎又は塾舎の備へられたる時は、これに託するをよしとする。かかる際には、母親は自身其の宿舎を參觀し、其の監督者に面

會して、其の監督の方針規律等をただしたる上、これを託する様にするをよしとす。若しかゝる設なき時は、男子は不健全なる家庭に託せむよりも、寧ろ、規律ある下宿屋に入る、を勝れりとす。女子は下宿屋には入るべからざるが故に、かかる場合には、安全なる居所を見當るまで、修學を見合はせざるべからざることあり。此の期の女子に不規律なる精神、不整頓なる習慣を與ふる害は、學問の爲めに得る利益よりも大なればなり。

運動

運動は十分にこれを奨め、學校にて課せらるゝ體操・遊戯等は云ふまでもなく、遠足・旅行等には、なるべく缺席せざるやうにせしめ、其の他男子には擊劍・柔術等を習はしむるも可なるべく、游泳・競漕等も可ならむ。女子には、近郊の勝を探らしめ、或は薙方の術を學ばしむる等も可ならむ。其の他、家事を手傳はしむるなど、十分に身體を運動せしめ、一室に閉居して妄想に耽る暇あらしめざるをよしとす。園藝等を奨むるも、其の一良法ならむ。

(二) 心育

精神に於いても、思考力漸次發達して、普通の事理を辨へ得るが故に、既に獨立の人となりたるが如く思ひ、他人の干渉を受くることを厭ふに至るものなり。されば、なるべく干渉を避けて、自由に活動せしむる範圍を廣くすべし。されど、未だ世故に慣れず、經驗を積まさるが故に、其の考は血氣にはやや生意氣となり易く、又種々の誘惑物に出逢ふことも、此の期に多くして、生涯の方針を誤る等、人世中最大危険なる時期なり。されば、監督者は其の注意を綿密機敏に働かしめ

ざるべからず。

平常最も注意すべきは、讀物及び朋友の選定なり。讀書の趣味を解して、これを見んことを望むことを知らば、適當なる材料を供給することに注意すべし。聖賢の遺訓・偉人の言行・發明者の苦辛・現時世界の形勢等に感激して、大業を成すの素志を開きし例少なからず。されど、此の期の子女の墮落するも、不健全なる讀物に關すること少なからず。又朋友の爲めに感化せらるゝ力も、非常に大きいなり。よくこれを觀察して、危險なるを遠くる様にせざるべからず。又此の期に於いて、學校の入學試験の競争に加はる等、人生の艱難に當たる最初の階段ともいふべき時期なれば、或事に失敗して失望したる時等に、母親は慈愛を籠めたる慰諭を以て、元氣を恢復せしめ、更に勇氣を奮つて進むごとく、導かざるべからず。

畢竟、此の期に於ける監督は、干渉せらるゝ如く感ぜしめずして、少年が方向を誤らざる様に導き、少年をして深く父母の恩に感ぜしむべし。時には家族會・親族會・朋友會の如き質素なる會合を開きて、子女をしてその周旋に當らしめ、快樂の中に家事・社交等の練習をなさしめ、常識を養ふの一助となれば、子女をして永く家庭の快樂を記憶せしめ、愛家の思想を養ひ、延いて愛國の念をも養ふ基となるべく、子女を導く一良法なるべし。他郷に遊學せる子女の冬・夏季の休業に歸郷せる時などに當りて行ふは、殊に適當のことなり。また男子は此の期に於いて、粗暴無作法を以て男子らしき所爲と誤りて、これを得意とし、女子は女子らしき點を失ひて、所謂お轉婆てんぱに陥ることあり。故に男女共に禮儀作法に慣れしめ、生意氣に陥らざる様に導くこと亦肝要なり。

以上育児の大要を述べたれども、小兒は一人一人に其の體質・心質・氣質等を異にするが故に、母親は常に其の個性を觀察して、これに適當せる教育を施さむことを期せざるべからず。而して、何れの期をも通じて必要なるは、小兒の人格を重んじて、決してこれを弄ぶ等のことなき様にすることこれなり。

老人の奉養

第三章 老人の奉養

家族に於ける老人は、父母・舅姑その他、いづれも尊敬すべき長者なり。殊に、舅姑は始めより一家に住するにあらずして、中途よりこれに事ふべき關係を生じたるものなれば、實父母に對するよりも、一層の注意を以てせざれば、奉養の缺くる恐れあらむ。

身體の保護

健康其の他の状態によりて異なれども、一般に老人は身體衰へ、いさゝかの障礙にも感じやすくなれるものなれば、衣食住その他につきて、十分にこれを保護することを要す。

衣服は軽くして暖かに、清潔なるものを供すべく、少年等には十分に質素にせしむべしといへども、老人には經濟の許す限り、著心地よきものを供ふるやうにするをよしとす。食物は、なるべく滋養多く、軟かなるものにて、嗜好に適するものを供ふべし。一時に多量を食すること難き故に、珍しき間食の量を調へて、腸胃を害せざるほどに、これを供し、或は時に嗜好するものを、それとなく尋ねて、その調理法の教へを受け、これを調理して進むる等は、大いにその心を悦ばしむるものなり。

身體の保護

衣服

食物

居室

居室は多く閑靜なるを好むといへども、稀には賑はしきをよろこぶ人あり。その好みによりて、光線の射入・空氣の流通・四邊の眺望等のよき室を選びて居らしむべく、二階はこれを避くるをよしとす。

運動

入浴

運動はなるべくこれを勧め、花・紅葉等をりにつけて、觀覽に伴なふ如くすべし。

入浴も怠らざるやうになるべく自家に浴場を設けて、深切に介抱して、浴せしむべし。

老人は運動缺乏等のために、動もすれば、睡眠しがたき傾きを有するものなれば、寝具は特に清潔にして軟かに暖かなる物を備へ、冬は湯婆等を以て寝具を暖むべし。

按摩マッサージ等の術は、其の概略を心得置くときは、老人を慰撫するに、大いに益あるものにて、これが爲めに、自らの

精神の慰安

勞少なくして、老人には大いに愉快を興ふることあり。

二二 精神の慰安

老人は、すべて世の辛酸を嘗め、其の務めを終りたるものなれば、尊き経験を積めるものなり。されど、身體の衰ふると共に、視力薄く耳遠くなりて、精神の活動も壯年の如くならず。或は性急に、或は健忘の如くなるものあれども、しかも自らはこれに氣付かず、却つて壯年のものを小供視して、これを監督せむとする如き考を有するものなり。されば、主婦はなるべくこれにさからはずして、喜びて其の教へに従ひ、其の命を奉じ、餘命短き老人をして、愉快に満足に、世を終らしめむことをつとむべし。

謡曲・園碁・繪畫・生花・茶の湯・詠歌・音樂等を好むものには、時々友人を會し、これをよく歓待して、快樂を共にせしめ、社寺の

按摩
マッサージ

参詣・公園の散歩等を好むものは、つとめてこれに伴ない、新聞・雑誌・書籍の類を供へて、其の閲讀に任せかせ、或はこれを朗讀して聞かしむる等、つとめて無聊を慰めむことを計るべし。人は我が身を用なきものと思はるゝほど、不愉快なることはなきものなれば、庭園の手入れ・小兒の衣服の裁縫・家の細かき用事等、これを爲さむと欲する時には、なるべくこれを委託し、その出來上りは、たとひ己れの意に適せずとも、これに對して勞を謝し、其の効を喜ぶ時は、老人は大いに愉快を感じるものなり。畢竟、老人は無用ものにて、退けものにせらるゝ如き感あるは、不愉快なるが故に、家内の相談事なども、なるべくは一々これを告ぐるをよしとする。老人に心配をかくるは、心苦しければなど思ひて、告げざるは却つて老人の喜ばざる所なり。

舅姑うち揃ひて生存する時は、互に慰むる道もあるべしといへども、其のいづれか一方のみ生存せる時は、一層無聊を感じるものなれば、家事多端なる中にも、幾分の時間をつくりて、其の室にいたり、老人が少壯時代の得意話を聞き、又現時の世間話などを語り聞かしむるなどを怠るべからず。されど、今の昔に勝れることを喋々する如きことは、なさざるをよしとす。

かくの如く、主婦自ら老人を尊重するときは、子女・僕婢等に至るまで、これを見習ひて、尊び仕ふるに至るべく、自らうるはしき家風をなす、一原因となるべし。

僕婢は一家の用事を助けしむるに、大切のものにして、其の選み方・使ひ方には、十分の注意を要す。

選み方 主婦は常に人を見るの眼識がんしきを備ふるを要す。雇人周旋屋若しくは知人の紹介を以て、目見えするものは、一兩日間使ひ試みるを常とするがゆゑに、此の間に頭髮・衣服・履物の様子、應對の仕振り等によりて、其の人となりを察すべし。僕婢としては、左の諸件を備ふるを要す。

- 第一 正直なるもの。
- 第二 身體の強壯なるもの。
- 第三 骨をしみせざるもの。
- 第四 清潔を好むもの。

以上は、如何なる目的に使用するものにても、備へざるべからざる要件なり。されば、此の四件に相應せるものにて、今用

ひむとする目的に、適せるものなりと認めなば、仕事と給金との約束をして雇ひ入るべし。

使ひ方 僕婢を雇ひ入れたる上は、日々の仕事の順序及び其の仕方のあらましを説き聞かすべし。己れの手の届かざる所を、補ひ助けるゝものなることを思ひ、これを愛し、同情を以て氣永く導き、足らざる所を教へ、過あらば諭し、おもふにまかせざる事ありとも、大いなる害なきことは、大目に見過ごすべし。かくて、何事にも懇ろに指導するときは、僕婢は其の徳に感じ、喜びて働くに至るべし。されど、如何に心服したりとも、家事の秘密ひみつ。自身の不平等を、これに洩らすが如き品位を下ぐる行あるべからず。僕婢の使ひ方には、大いに巧拙あるものなり。巧みにこれを使ふときは、僕婢は喜びて働き、仕事はよくはかどり、否らざるとときは、使ふ人も、使はる

るものも、共に不愉快にして、仕事は、摂取らず、或は目の前にてはよく取り繕へりとも、陰にては怠り、或は其の家の事を、他に悪様に吹聴するなど、思はぬ損失を被むる事あり。かかる家には、僕婢は永く召し使はることを好まずして、屢々出替はるに至るべし。今其の一例を舉ぐれば、多少教育を受け、經濟などの事を學びたる若き主婦などの、寒中冷水を以て拭き掃除をなさしむるなどは、往々聞く所なれども、これ等は當を得たる使ひ方にはあらず。たとひ、己れは冷水浴を以て身體を鍛ひたりとも、普通の人は然るものにあらざれば、食器を洗ひ、拭き、掃除、洗濯等をなすには、十分に湯を使はしむるやうにせざるべからず。これ等は却つて經濟に叶へる仕方なり。

給與

給與 定めたる給金は、定日にこれを渡し、食物はなるべく

其の好むものを十分に與ふべし。時を期して年中幾日又は一月の中何日の暇を與へ、一日の内にも、自身の修養・衣服の仕末等を、自由になし得べき時間を與ふべし。定めたる事の餘分に仕事を命じ、或は仕事の特に忙しかりしどきなどには、言葉或は品物を與へて、これを勞ふべし。すべて、僕婢に給與するものは、決して吝なるべからず。されど、これを與ふるによく時を考ふべく、即ち活かして與ふる事を忘るべからず。使ひ古したる物を與ふるにも、何の効なき時に、ただ主婦の機嫌に任かせてこれを與へ、或は多人數の中の一人に、無暗に與ふる等のことあるときは、不平を招きて、却つて與へざるに、劣ることあるものなり。

教育 男女により、年齢により、各自將來のためを考へて、教育を與ふるは、必要の事なり。適當なる書藉を與へて、此れを

教育

讀ましめ、習字せしめ、修身上の話を説き聞かせ、或は裁縫その他の手藝を授くる等をよしとす。一日の中、時を期して、他に物學びに通はしむるもよし。

多勢を召し使ふ家にては、時々これを集めて、主婦自ら或は他より人を聘して、修身上の話を聞かしむるなどは、雇ふ人も雇はるゝ人も、共に利益多し。又かゝる家にては、休日等に當たり、園遊會・運動會・遠足會等のことを催さしめ、或は教育上有益なる講談師・音樂師等を招きて、其の講談・音樂等を聞かしむるは、外に出でて鄙猥もよほなる娛樂をとる事を防ぎ、教育上・監督上、利益多きものなり。

附 書生の監督

書生は修學の目的を以て他家に寄宿し、其の家事を手傳ひ、傍ら修學せむとするものなれば、深き同情を以て此れを遇

し、子弟をして粗略なる取扱をなさしめず、特に勉學の時間を與ふる事に注意し、且つ、其の性行善良なるものは、子弟の模範として、鄭重に取扱ひ、子弟をして十分に此れを尊敬せしむべし。

第二 家風

國に國風あり、學校に校風ある如く、家にも亦家風あり。善良なる家風の行はるゝ家にては、家人自づからこれに化せられて、各、その本分をまもり、各自の業務を勵みて、家の品位自ら高まり、幸福ますます増進すべし。されば、家人を監督し、家内を整理するには、この善良なる家風をつくること、最も大切なり。家風につきて注意すべき點を、左に擧げむ。

一、在來の家風に従ふべきこと

家風は、家々によりて異なるものなれば、女子の出でて經營

夫の義方針と
主従にべきこと

する夫の家の家風は、必ず自家の風と、多少異なりたる點あるべきなり。すべて、女子は善惡に係はらず、慣れざるものには不便の如く感ずるものなれば、況して、多年養はれたる自家の風の、夫の家の風に勝るものあらむには、いよいよ不便を感じべしといへども、俄かにこれを改むる如きはよろしからず。なるべく、速かに夫の家の家風に適應せむことをつとめ、これに調和せざるべからず。これ夫の家の祖先を敬し、舅姑を敬する道なり。

二、夫の主義方針に従ふべきこと

夫婦は永久の愛及び義務を以て、精神的に結合し、互に共同して一家を經營すべきものにして、其の位置よりいふときは、夫は家庭を統一して、其の幸福を進むる人にして、妻はこれを補佐すべきものなり。されば、主婦たるもの、家政の大綱

につきては、夫の指揮・教導を受けて、これを行ふのみならず、常に夫の主義嗜好を察して、これに一致せむことをつとめざるべからず。

三、主婦自ら持すること

前に述べたる如く、夫家在來の家風は、これを重んじて、これに従はざるべからず。夫の主義方針には調和せざるべからずといへども亦、在來の家風といふべきもの、殆ど定まらずるものもあるべく、舅姑の如きこれを教ふる人の存在せざることもあるべく、たとひ、これありとするも、時世の變遷につれて、古きをのみ守るべからずして、新たに設けざるべからざることもあるべく、夫の指導を受くるにも、夫は家の内部の細事にまで涉りて、一々これを指導すべき暇あるべきにあらず。即ち主婦の言行は、自づから家風をつくるべし。

主婦自ら持すこと

すべて、日々に新たならざるものは、日々に退歩すべく、善に進まざれば即ち悪に陥るべし。されば、主婦は熱心銳意其の言行を慎み、一家の模範となり、身を以て家人を導くの覺悟をなさざるべからず。

誠實勤勉は第一の條件なり。如何なる場合に於いても、誠實にして虚言を發すべからず。他人を訪問せむとて、病氣にもあらざる母の醫師に行くなれば、おとなしく留守をせよなど、己れ小供を欺きて、さて、虚言は決してなすべきものにあらずと、小供に教ふる如き、或は「人起こす人は炬燵ひづかに朝寝か」の如く、自らつとめずして、子女・僕婢を監督せむとする極めて難きことなり。今日我が國の状態にては、此の誠實勤勉は、國民に最も必要のことなり。主婦たるもの率先して、此の風の養成につとめざるべからず。

秩序整頓は用務を處するに大切なことなり。先づ主婦自身毎週若しくは毎日の仕事の順序を定めて、正しくこれを守り、成長したる子女には、日課表をつくりて、これによりて事をなさしめ、年若き子女にも、相應に定まりたる仕事を與へて、これを實行せしめ、僕婢にも日課を定めて、これを守らしむるやうにすべし。尙ほ進みては、家庭暦をつくりて、新年の祝日を如何にすべきか。其の他、一家の祝日例へば、家族の誕生日。祖先・祖父母等の祭日・命日或は蟲干・大掃除等の期日及びこれに關する仕事の概略等を記入して、家内の適當なる場所に掲示はげらししおくなど、或は家庭の娛樂に關して、毎月何の日或は一週中の何曜日を、家族一同娛樂すべき日とし、家族一同遊山或は散歩することに定むるなど、或は家長の意志をうけて家庭の憲法をつくり、毎朝食事前家族を集めて、家

長これを朗讀し、或は夕食後これを朗讀して、後、散歩に出づる等も可ならむ。要するに、主婦は大體夫家在來の家風に則り、夫の指揮を受け、細事に至りては、主婦自ら堅忍不撓の精神を以て、忍耐事に當たり、善良なる家風を起こすことに熱心せざるべからず。現今過渡の時代に際し、維新前家の家風は破れて、新たなる家風の未だ確かに立たざる家多きが如しされど、現今明治も既に四十を越え、明治の教育を受けたる主婦の數も多くなりたれば、漸次確固たる家風を定めざるべからず。家風定まれば、諸事自ら整頓し、主婦は勞せずして家人を管理し、言はずして實行せしめ得るに至るべし。

第五章 家計の整理

我が國は近來世界強國の列に入り、晴れ晴れしき舞臺に立つて、然るに、國家富強の度これに適へりや否やといふに、悲しいかな、此の點は諸強國の程度に比して、一步を譲れりといはざるを得ず。兵の強きは世界に誇るに足らむ。されど、國の富は然る能はず。而して、國民一般經濟の道に拙きことは、歐米人の驚くなりといふ。これ我が國は古より外國と交際する事稀にして、經濟の爲めに苦しむこと、割合に少なかりしと、又武士道を勵まし、精神教育を重んじて、金錢を賤しみたりし結果、武士は喰はねど高楊子など云ひて、武士の經濟の事に、彼是心を用ふるは、恥とせしによるならむ。されど、今日にては、決して武士も喰はずして戰ひ得べきにあらず。されば、直接家計を掌る主婦は、多少經濟の道をも心得て、よく家計を整理し、一家の繁榮・家族の幸福の基を立て、以て、國家の富を増さむことを圖らざるべからず。

第一 財産

財産には有形と無形とあり。有形財産の中にも、貨幣・株券・公債證書・衣服・什器の如き類を動産と稱し、形を損せずしては移し難きもの、即ち土地家屋の如き類を不動産と稱す。無形財産とは、著作権・專賣権の如き類を云ふ。

是等を管理するには、よくこれを整理して、これを利用し、又これを増さむことを圖ること必要なり。

第二 収入支出

収入には財産より生ずるものと、労力によりて生ずるものとあり。財産より生ずるものは、配當金・利子・貸地料・貸家料等の如きものにて、割合に安全なる收入なり。労力によりて生ずるものは、俸給・恩給・年金・手當其の他各種の報酬等にして、最も尊ぶべき性質の収入なれども、時として病氣・死亡等の

危険あり。營業の盛衰等あるものなることを、覺悟せざるべからず。此の他、不用物の賣却代等、臨時の収入あり。

支出は家族の健康を保ち、幸福を進むるため、即ち家族の慾望を満たすための費用にして、衣食住の費用をはじめ、諸税金・兒女の教育費及び交際・娛樂・衛生等に關する費用は、何れの家にも必要にして、其の他、家々によりて、種々の費用あるべし。

第三 豫算

前に述べし如く、支出の種類はさまざまにして、人の慾には限りなく、収入には限りあり。されば、あらかじめ制限を立て、支出をなすにあらざれば、始めはさのみ必要ならざる費用をも、無暗に支出し、後には必要な費用をも、支出すること能はざるに至るべし。よりて、此の平均を保たしむるために、

豫算
立て
方の

豫算を立てて、巧にこれを運用し、時期を定めて、これが決算をなし、常に支出をして、豫算に超過せしめざらむことを圖らざるべからず。

(一) 豫算の立て方

經濟の目的は、最少の勞力・費用を以て、最大の結果を得むとするにあり。されば、主婦はよく熟考して、種々の費用の中に、利益の多き将来のためになるべきものを選みて、支出をなさざるべからず。されど、何事にも費用を惜みて、たゞこれを貯蓄するを、經濟の道にかなへりと云ふにあらず。其の費すべきときをします、支出することを得むために、無用の費を省くべきを云ふなり。されば、此の心得を以て、まづ、其の家一個年の収入を考へ、俸給に何程・貸家料に何程と云ふごとく、科目を分ちて、一々計算し、臨時の収入は、これを省きて、其の

他の目につき、なるべく内端に見積り、次に支出も適當の科目に分ちて、飲食費に何程・被服に何程と云ふ如く、見積りを立て、これに不時の費用として、豫備費を加へて、其のべ高を計算し、これを収入のべ高に較べて、尙ほ餘裕^{ゆうよ}を存する如くせざるべからず。其の收支の勘定科目は、家々によりて異なるべきはもとよりなれど、今普通なるものを、左に挙げむ。

科出納の

出納の科目

い、収入の部

俸給 恩給 手當 賞與金 配當金 営業の益金 地

代 貸家料 雜収入

ろ、支出の部

賄費 被服費 稅金 教育費 借家料 地代 器具費
雜品費 雜費 交際費 小遣費 圖書費 醫藥費 修

繕費　庭園費　給金　保険料　預金　豫備費
 豊算の運用

(二) 豊算の運用

豫算を嚴重に實行し行く時は、幾分の餘裕を生ずべき理なり。此の剩餘は、不時の費用に備へ、又有益なる事業に費さむために、これを貯蓄すべし。されど、慎重に組み立てたる豫算も、これを實際に行ふにあたりては、支出の超過を來たし易きものなれば、これが運用を掌るものは、常に節儉の心掛けなかるべからず。かくとも、猶ほ、収入の不足を生ずることあらば、相當の處置をなさざるべからず。

決算

豫算を運用したる後には、必ずこれが決算をなして、豫算の正確なりしか否かを檢し、次回の豫算を作る参考とし、運用を益巧ならしむる参考とせざるべからず。故に、毎月末に小

決算をなし、一年の末に決算をなすをよしとす。

(四) 剩餘の貯蓄

貯蓄には貯金保險、其の他種々の方法あり。

貯金　貯金のうちに、郵便貯金及び銀行豫金あり。郵便貯金には、通常貯金・切手貯金・証券貯金等あり。これは、政府の事業にして、其の利割合に薄しといへども、極めて安全に便利なる方法なり。銀行豫金には、通常當座豫金・特別當座豫金・定期豫金・貯蓄豫金等あり。これも便利にして、其の利息も郵便貯金より割合高しと雖も、よく注意せざれば、破産等のことありて、大いなる損害を蒙ることあり。

保險　保險は、年々月々若しくは數個月毎に、一定の金額を會社に拂込みて、經濟上の損失となるべき事柄の起こりたる時、或は一定の年齢に達したる如き、豫め約束したる事件

剩餘の
貯蓄
貯金

保險

不足の處置

に到達したるとき、指定の金額を受取る方法なり。これにも、種々の種類あり。大別すれば、生命保険・損害保険の二種にして、生命保険の中には、終身生命・終身定期・養老・教育・結婚・其の他種々あり。損害保険には、火災・運送等あり。此の方法は今日にいたるまで、漸次改良を加へ、今後尙ほ改良せられむとする所なれば、これに加入するには、なるべく安全にして有益なる方法を擇むべし。

此の他有價證券を購入することも、地所・家宅・山林・田畠を購入して、これを他人に貸與することも利殖の方法なりといへども、これ等は、其の時と場合とによりて、適當なる方法を擇びて、實行するをよしとす。

第四 不足の處置

收支償はずして、不足を生ぜむとするに氣付かば、一層奮勵

して、收入を増加する道を考へ、節儉をつとめて、平均を保たしむるやうにすべし。されど、止むを得ざる時に於いては、左の順序によるをよしとす。

イ、平素貯蓄したる準備金を以てこれに充つること。

ロ、財産の賣却 家計の不足を補はむために、田畠・山林・家屋・器具・公債證書・株券等を賣却することあり。好ましきことはあらざれども、非常の場合に當たりては、止むを得ざることはなり。負債を起こして高額の利息を拂はむよりも、寧ろ勝れる方法なれば、かゝる場合には、これを惜むことなく、大いなる決心を以て速かに處分し、更に奮勵の覺悟を起こすを肝要とす。

ハ、負債 資本の缺乏を補はむため、一時負債を起こして、有利の事業を營む如き、慥かなる償却の見込ありて、これを

起こすものは、一時の融通にして、便利なる方法なれども、家計上の負債は、極めて忌むべきものなり。他の方法を盡くして、最後に止むを得ざる時の手段にして、決して軽々しく行ふべきものにあらず。これがために、品性を卑屈にし、また親戚朋友間の情誼を薄くする等のことあり。戒むべし。

第五 買物及び金錢取扱の注意

(一) 買物の注意

イ、物品を買はむとする時は、其の品の必要なりや否やを考へ、急を要せざるものは、たとひ、其の價は安くとも、買はざるをよしとす。

ロ、幾十幾百圓と云ふ高價の物を求むるに當たりては、其の利害前後を考ふれども、些少のものは何の考もなく求めに効あり。

ニ、強ひて價の安いものを求めむとすべからず。品質悪しくして用をなさざる物等を求めて、却つて損害を招くことあり。信用ある店より、相應の價を以て、買ふをよしとす。

(二) 金錢取扱の注意

イ、金錢は誤りの生じ易きものなれば、これを取扱ふには、極めて鄭重にすべし。

ロ、金庫を備へざる家にては、他の錠前ある器に入れ置くべし。

ハ、手元には不自由なき限り、なるべく金錢を置かざるやうにし、銀行其の他に預けて、安全と利殖とを計るべし。

ニ普通には他人に金錢を渡すとき、或はこれを受取る時に、其の面前にて、其の數を調べて、受渡しするをよしとす。ホ、旅行する時は、決して大金を携ふることなく、旅費の外は、なるべく爲替等にて先方に送るやうにするをよしとす。旅費も一所に纏めて携ふるはよろしからず。船・車・旅宿等にて、多額の金錢の計算をなし、又これを所持することを、人に示すべからず。

ヘ、纏りたる金錢の支拂をなす時は、受取證を取り置き、一個年以内は必ず保存すべし。

第六 家計簿記

記家計簿

家計を整理するものは、其の收支に關する記録を作りて、其

の收支取扱の状況を明かにせざるべからず。これをなすには、家計簿記法によるをよしとす。

家計簿記法とは、一家の財政に關する記録にして、一定の方法により、財貨の收支決算等を明瞭に記載し、一家會計の状況を明かならしむるものなり。

家計簿記法によりて、財政の状況を記載する時は、財貨收支の道、一目に見らるゝが故に、會計を預る者の責任を明かにし、信用を得豫算の正否及び其の運用の巧拙を知るを得べく、主婦は勿論家長にも、共に浪費を省く心を起こさしめ、又過去の状態に鑑みて、將來の豫算を立つるに便なる等、種々の利益あり。

(二) 表簿の種類

家計簿記に用ふる表簿の主なるものは、左の如し。

表簿の種類

イ、日記帳

日々の収入支出及び収入の原因支出の用途等を、明細に記入するものなり。

ロ、賄費明細帳

支出中飲食其の他これに關する費用は、口數の多きものなるが故に、日記帳に一々記入する時は、煩雜なれば、これを別の帳簿に記載して、月末若しくは、日々或は一週間の支出をまとめて、其の口高を日記帳に轉記するために、用ふるものとす。

ハ、雜費明細帳

勘定科目の何れにも入らざる金額の、小にして口數多きものを前と同じ方法によりて、別に記載するものなり。

ニ、元帳

勘定科目により、一々口座を設けて、日記帳に記載したるもの、各科別に轉記するものなり。これは近來世間に行はるゝカード式若しくはルーズリーフ式によるを便なりとす。

ホ、月末計算表

一個月間に於ける、會計狀況を明かにするために、元帳の各科目の口高を擧ぐるものとす。元帳を用ひざる場合には、日記帳より直ちに計算して、これにあぐべし。

ヘ、年末計算表

一個年若しくは半年間に於ける會計の狀況を、各月別・各科別に記入する一年若しくは半年間の會計表なり。

ト、財產一覽表

一家の財產に屬する、總べての動產・不動產等を記載し、家

注記帳の
注意

計の状況を、明かに示すものなり。
表簿の種類は、以上の如くなれども、もとより家計の状況により、適宜これを略して、必要なものを選ばざるべからず。此の内、最も必要にして略すべからざるは、日記帳及び月末計算表。年末計算表の三種なるが故に、此の三種によれる記入の例を示さむとす。

(二) 記帳の注意

イ、家計簿記の目的を達するため、帳簿に記入の文字を明瞭にし、誤なからしむること。
ロ、其の日其の日に記入すること。
ハ、誤記の場合に、これを塗り消し、或は削る等のことをせず、二本の朱線をひき、誤の跡を明かにしおくこと。

結論

第六章 結論

以上衣食住に關する注意より、家計の整理に至るまで、家を齊ふるに要する條綱の概略を述べたりと雖も、實際齊家の任にあたる時は、其の地方の風俗・習慣、其の家の地位・職業・生計の方法・程度等、千態萬様にして、測るべからざる困難にも出で遇ふことなしと限らざれど、あらかじめ、齊家の務めの大任なることを覺悟し、如何なる困難に出で遇ふとも、驚くことなく、屈せず撓まず勇進して、家庭をして遂に本來の目的に達せしめむことを務めざるべからず。かくて、其の責任を果たし得たらむには、一家の幸福は勿論、一國の上にも大きいなる利益を及ぼすべく、自己の愉快も限りなかるべし、勉めざるべけむや。又本書述べし所は、齊家の任にあたる者をして、常に家庭の改良・向上を圖らむの考を起こさしめむが

爲めに、新たに發明せられたる器具等は、なるべくこれを擧げむことをつとめたれども、決してこれに固著することなく、家々の事情により、適宜にこれを斟酌して、よく活用せむことを勉めざるべからず。

實家事教科書 下の卷 緒

明治四十二年一月末計算表

收 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
越 高	57 520	賄 費	41 285
俸 紙	100 000	被 服 費	6 470
利 子		器 具 費	4 500
預 金		教 育 費	2 020
雜 收 入	50 000	諸 稅	
		雜 品 費	2 030
		雜 費	9 500
		小 遣 費	23 000
		交 際 費	8 800
		圖 書 費	960
		公 共 費	
		衛 生 費	
		給 金	3 000
		保 險 料	
		臨 時 費	
		預 金	70 000
			171 565
		翌月 = 送高	35 955
	207 520		207 520

出 月 科 目 別	納 月 科 目 別	圖 書 費
一 月	厘 00	圓 960
二 月		
三 月		
四 月		
五 月		
六 月		
七 月		
八 月		
九 月		
十 月		
十一 月		
十二 月		
合 计		
豫 算		
超 過		
不 足		
備 考		

年 末 計 算 表

入 項 金	雜 收 入	支										出							出 金 合 計	差		
		入 金 合 計	賄 費	被 服 費	器 具 費	教 育 費	諸 稅	雜 品 費	小 遣 費	交 際 費	圖 書 費	公 共 費	衛 生 費	給 金	保 險 料	臨 時 費	雜 費	預 金				
元	圓	毫	圓	毫	圓	毫	圓	毫	圓	毫	圓	毫	圓	毫	圓	毫	圓	毫	圓	毫		
500	00	207	520	41	285	6	470	4	500	2	020	2030	23	000	8	800	960	3000	9500	70000	171555	35955

年 末 計 算 表

日記帳

42 月 1	摘要	科目	入金	出金	出金小計	残高
31	前ヨリ		207520		131940	75580
"	魚屋拂通帳ノ通ツ	レ賄		6300		
"	八百屋同上	レ"		4225		
"	醤油屋同上	レ"		3510		
"	炭屋同上	レ"		6600		
"	鳥屋同上	レ"		3680		
"	牛乳屋同上	レ"		1240		
"	人力屋同上	レ雜		7250		
"	洗濯屋同上	レ被服		820		
"	染物屋同上	レ"		3000		
"	女中竹ニ本月分	レ給金	3000	39625	35955	
			207520	171365		
	二月ニ繰越高				35955	
			207520	207520		

日記帳

年 月 日	摘要	科目	入金	出金	出金小計	残高
42 月 1	前年ヨリ越高	越高	57520		57520	
" 父上ニ	レ小遣		5000			
" 良人ニ	レ "		15000			
" 自分ニ	レ "		3000	23000	34520	
5 小川様ニ年玉用假作談一冊	レ交際		550			
" 一郎ニ同上	レ教育		550			
" 松枝ニ同上繪合セ	レ "		220	1320	33200	
7 密柑一箱	レ賄		1400			
" 東洋館ヨリ御歸車代	レ雜		250	1650	31550	
10 郵便切手五十枚	レ "		1500	1500	30050	
11 太郎授業料	レ教育		500			
" 手水鉢用柄均	レ雜品		230			
" 半紙十帖 ³⁰ 卷紙五本 ⁶⁰	レ "		900	1630	28420	
15 山上様來訪ニツキ料理三人前	レ交際		3600			
" 同上菓子	レ "		500	4100	24320	
17 客間用ランプ一臺	レ器具		4500			
" 展覽會入場料四人分	レ教育		600	5100	19220	
	次ニ		57520	38300	19220	

日記帳

年 月 日	摘要	科目	入金	出金	出金小計	残高
42 月 1	前ヨリ		57520	38300	19220	
17 前ヨリ						
20 山本様御出産ニツキメリンス一丈	レ交際		3700			
" 竹ノ母來訪ニツキ蕎麥五人前	レ "		450	4150	15070	
21 良人俸給本月分	レ俸給		100000			115070
" 山川様ヨリ立替金領收ス	レ雜入		50000			165070
22 明治銀行ニ當座預	レ預金		70000	70000	95070	
25 一郎習字用筆一本 ⁶ 鉛筆 ⁹	レ教育		150			
" 化粧石鹼一箱	レ雜品		600			
" 齒磨三個	レ "		300			
" 豆腐二丁	レ賄		030	1080	93990	
27 臺所茶一斤	レ "		500			
" 松枝肩掛	レ被服		2650			
" 高山様御使ニ心附	レ雜		200	3350	90640	
30 門前街燈點火料本月分	レ "		300			
" 報知外三新聞代本月分	レ圖書		960	1260	89380	
31 米屋拂通帳ノ通リ	レ賄		11400			
" 牛肉屋同上	レ "		2400	13800	75580	
	次ニ		207520	131940	75580	

文部省定検

明治二十四年三月二日

高等女学校家事科教科用

著作権所有



發行所

目 晚 黑 成 書 店 處

振替金口座 第二八〇九番

東京市京橋區南傳馬町貳丁

東京市下谷區櫻木町貳番地

三協印刷株式會社

東京市京橋區弓町廿五番地

著作者 甫 守 ふみ

太郎

大正六年六月定價金四拾八錢

(下)書科教家用實
錢五拾四金價定

明治二十四年二月二十二日
再版發印

大大大明治
正正正正
四三二二
年年年年年年
五三一
月月月月月月
三二二十二
二十十
十五五五
日日日日日日
十十十十九

五四三二一
版版版版版版

家計簿記

東一田中一



